

広報

いわくら



4.1

2014.No.1033



市の花／つつじ



施政方針 3

▲3月15日（土）、図書館で春の子ども劇場が行われました。



い〜わくん

岩倉市PR大使



ぼくのFacebookも
みてほしいワ

岩倉市は

交通安全都市宣言（昭和37年1月27日）
核兵器廃絶平和都市宣言（平成7年12月20日）
安全・安心なまち宣言（平成16年12月6日）
環境都市宣言（平成25年3月28日）
のまちです。

市政の窓

7

- ・平成26年度後期高齢者医療制度の保険料のお知らせを郵送します …… 7
- ・平成26年度の第1号被保険者の介護保険料をお知らせします …… 7
- ・国民健康保険税の納付書を送付します… 8
- ・非自発的失業者の人は国民健康保険税が軽減されます …… 8
- ・国民健康保険一部負担金の減免と徴収猶予についてお知らせします …… 8
- ・4月からの国民年金保険料・年金給付額をお知らせします …… 8
- ・合併処理浄化槽の設置費を補助します… 9
- ・住宅用太陽光発電システムの設置費を補助します… 9
- ・樹木・樹林に報奨金を交付します… 9
- ・岩倉市の障害者福祉をお知らせします… 10
- ・岩倉市の高齢者福祉をお知らせします… 14
- ・国民年金保険料の免除申請ができる期間が拡大されました …… 15
- ・国民健康保険税の減免制度をお知らせします… 15
- ・水道水を安心して飲用していただくために… 15
- ・4月1日から下水道が使用できる区域が広がります …… 16
- ・「緑の募金」にご協力ください… 18
- ・住宅リフォーム促進事業補助金についてお知らせします… 18
- ・市民農園の利用者を募集します… 18
- ・意欲的な農業者の農業活動を支援します「岩倉市農業振興事業助成制度」をご活用ください… 19
- ・中学生の皆さんへモンゴルの大自然の雄大さを肌で感じてみませんか… 19
- ・岩倉市観光情報ステーションと情報サロンの業務を統合します …… 20
- ・固定資産（土地・家屋）の価格等の縦覧をします …… 20
- ・岩倉市文化協会春の作品展を開催します… 20
- ・織田伊勢守信安公・山内一豊公追悼会を行います …… 21

- ・平成26年度の年金出張相談日をお知らせします… 21
- ・PR大使い〜わくん …… 21

市民参加条例検討委員会の委員を募集します 22

健康講座 23

食事の姿勢について

Departamento de Informações ポルトガル語情報コーナー 35

平成26年度市民活動助成金 対象事業のお知らせ 36

フォトニュース 37

クリーンアップ五条川2014、第24回ダンス&体操発表会、世界のお惣菜



表紙の写真
「スイーツポール
ウォーク」

3月15日（土）、五条川沿いを歩く「スイーツポールウォーク」が行われ、多くの人が参加しました。

暮らしのガイド 24

- 催し… 24
- 募集… 25
- 講座・教室… 28
- 相談・その他… 30

小さなまちから大きな夢を 岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

- 広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 （家族仲間の和を願って）
- 育てよう 心 からだ みんなの健康 （市民一人一人の幸せを願って）
- 高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし （生活の質の向上を願って）
- 守ろう 自然 環境 みんなの地球 （かけがえのない地球の存続を願って）
- つくろう 人 まち みんなの未来 （豊かな社会の実現を願って）

平成26年度

施政方針 (要旨)



はじめに

平成26年第1回岩倉市議会定例会の開会にあたり、私の市政運営に対する基本方針を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

私は、先輩諸賢のためめ努力に

よって築かれた貴重な財産を大切にしながら、この岩倉市を市民の皆様とともに、さらに住みよい愛着の持てるまちにしていきたいと思います。

また、私の2期目のマニフェストにも掲げました「子育て世代住みたまちN.O.1」を目指して、子育て支援、教育環境の充実を図ると

もに、健康で心豊かに暮らせるまちづくりを総合的に推進してまいります。

さて、我が国の経済状況をみますと、安倍政権発足以来、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」である積極的な経済政策（アベノミクス）の効果もあって、実質GDP（国内総生産）は平成24年10月から5期続けて名目成長率がプラス成長となり、日本経済は確実に上向いていると報道されています。他方、景気回復の実感は、中小企業・小規模事業者や地域経済には未だ十分浸透しておらず、業種ごとの業況には、ばらつきが見られ、全体として実感できるという切るまでには至っていません。

このような状況のなか、4月からは社会保障・税一体改革の一つの柱として、消費税率を5割から8割に引き上げて社会保障の充実・安定化が図られます。

人口減少時代において、約700万人といわれる団塊の世代が続々と65歳以上の高齢者の仲間入りとなり、4人に1人が高齢者という時代を迎えました。高齢化の進展は年金や医療費を膨らませ、現役世代の負担を重くします。本市におきまして

も、後期高齢者医療、介護保険等の医療・福祉のコスト増が懸念され、地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況であります。

平成26年度における国の一般会計予算案は、前年度当初比3.5割増の95兆8千823億円と前年度に続き増加となっています。このうち、社会保障関係費は、4.8割増の30兆5千175億円と毎年度増加しております。

一方、地方交付税交付金等は、地方税収の伸びを反映して、1.5割減の16兆1千424億円となっています。

また、地方財政計画における歳入歳出規模は、前年度当初比1.8割増の83兆3千700億円と前年度に続き増額となっています。

これは、地方が地域経済の活性化に取り組みつ、安定的に財政運営を行うことができるように計画されているものであります。

岩倉市予算の概要

このような状況を踏まえ、平成26年度の予算編成にあたりましては、第4次岩倉市総合計画と私の2期目のマニフェストである信頼に込める100策を基本といたしました。

議会におかれましては、平成23年5月に施行されました岩倉市議会基本条例に基づき、議会報告会の開催や市民との意見交換、議員研修の充実に努められ、議会の活性化を図り、より良い市民生活、市民福祉及び市政発展に取り組まれています。行政といたしましても、これまで以上に最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう努めていく所存であります。

新年度の一般会計予算におきましては、大規模事業が重なり、平成12年度の市役所庁舎建設時以来の大型予算となっておりますが、認定こども園開設に対する施設整備補助を始め、子育て支援に重点を置くなど、事業の選択と集中を行い、メリハリのある予算の配分に配慮いたしました。

平成26年度一般会計予算案の総額は、143億6千万円で平成25年度当初予算比6.5割増となりました。歳入につきましては、平成25年度当初予算と比較しまして、市税では、1千100万円増の62億2千600万円を見込みました。主な市税の状況は、個人市民税では、高齢化等による所得減で2千万円減の26億1千750万円、固定資産税では、家屋の新築等で2千800万円増の24億

6千400万円、都市計画税においても、同様の理由から300万円増の4億6千250万円を見込んでいます。

地方交付税につきましては、景気回復による税収増を反映して減額されることから、3千万円減の15億円といたしました。市債は、15.2割増の11億2千890万円としましたが、そのうち、臨時財政対策債は6.7割増の8億円を見込んでいます。

施策について

それでは、平成26年度に取り組む6つの重点施策と主な新規事業などについて申し上げます。

「安心していきいきと暮らせるまち（健康・福祉）」

まずは、1つ目の柱であります「安心していきいきと暮らせるまちづくり」です。

1 健康

市民の皆様が、将来にわたって安全で安心していきいきと暮らすことができる地域社会を築くことは、行政に課せられた重要な責務であります。

成人の健康づくりでは、運動習慣を確立し、健康の維持・増進を図る

効果的な手段として「ポールウォーキング」の普及に取り組みます。



▲ポールウォーキングの様子

2 市民福祉

高齢者福祉では、高齢社会を迎えた現在、特別養護老人ホームの待機者が増加しており、これを解消するために、特別養護老人ホームの建設に対して補助をしていきます。

また、高齢者の転倒予防や認知症対策にも効果がある健康運動の「スクエアステップ」の指導員の養成を行います。

子育て・子育て支援では、保育園の待機児童を解消するために、3歳未満児を受け入れる、認定こども園・私立保育園を開設する事業者に、施設整備補助金を交付していきます。

このほか、保育環境の整備を図るために、南部保育園と仙奈保育園の空調機取替工事を実施します。

「自然と調和した安全でうるおいの

あるまち（環境・防災・防犯）」

2つ目の柱は、「自然と調和した安全でうるおいのあるまちづくり」です。

1 水辺環境の整備・活用

市民の憩いの場として多くの方に親しまれている五条川を中心とした身近な自然環境の保全に努めるとともに、自然と調和した安全な生活環境を整備していきます。

名神高速道路高架下の五条川右岸に、五条川自然再生整備等基本計画に基づき、ベンチ等の休憩施設を設置し、景観整備を行います。

このほか、休憩所等での犯罪抑止を目的に移動式監視用カメラを設置していきます。



▲五条川沿いに設置されているベンチ

2 防災・防犯

防災対策では、災害時の情報伝達の円滑化を図るために防災行政無線の運用を開始し、一宮春日井線の高

架下に防災倉庫を設置します。



▲運用が開始される防災行政無線

また、近い将来発生が予想されます南海トラフの巨大地震や最近の異常気象による経験したことの無い大雨等の自然災害に対応するため、総務部に危機管理課を新たに設置して防災対策の充実を図ります。

さらに、災害時に対応できるBCP（事業継続計画）を策定して、市民の生命・財産を守り、日常生活の早期復帰を図ると同時に、行政サービスの提供を維持できるようにしていきます。

浸水対策では、集中豪雨等により五条川が越水し、浸水被害が発生している箇所に、防災機能もあるベンチを引き続き設置していきます。

このほか、平成25年度に引き続き鈴井門前用排水路を改修して、浸水被害を緩和していきます。

「豊かな心を育み人が輝くまち（生涯学習・教育）」

3つ目の柱は、「豊かな心を育み人が輝くまちづくり」です。

1 生涯学習の推進

市民一人ひとりが、夢と希望を持って自分らしく充実した人生を送ることができるように、生涯学習の推進や学校教育の充実を図ります。

文化財関係では、郷土資料室の収蔵品を写真に撮り、コンピュータに保存し、文化財をデータベース化していきます。

家庭教育では、子育てのための「親の力」を身につける学習の機会を提供するとともに、「いにくら子育て親育ち十七条」の改訂を行います。

スポーツでは、総合体育文化センターに指定管理者制度を導入し、多彩なスポーツ教室の開催など、市民の運動する機会の充実を図ります。

2 学校教育

学校教育では、子どもたちがふるさとである岩倉を理解するための社会科副読本「わたしたちのまちいにくら」の改訂を行います。

また、授業力向上を図るための教職員研修のあり方や学力向上を図るための指導方法の研究を行います。

教育施設の整備につきましては、岩倉北小学校の老朽化した滑り台とグロブジャングルを撤去し、複合遊具を設置していきます。

このほか、昭和44年に建設した学校給食センターを大地プールの跡地に新たに建設するために、市民協働で策定した基本構想・基本計画を具体化する実施設計、用地取得等に着手します。

「快適で利便性の高い魅力あるまち（都市基盤）」

4つ目の柱は、「快適で利便性の高い魅力あるまちづくり」です。

市民の誰もが快適で安全・安心な生活を実感しながら暮らせるまちづくりのために、道路や上下水道などの良好な都市基盤の整備を進めていきます。

1 交通対策



▲昨年10月から実証運行が始まった「のり愛い〜わ号」

交通対策では、高齢者、障害者及び子育て世代の外出支援、社会参加の促進及び公共施設の利便性の向上

を目的に、デマンド交通事業については、昨年10月から実証運行を行っています。本年10月からの本格運行に向けて運行方法等について、地域公共交通会議で協議を進めていきます。

2 道路・市街地整備

道路整備では、北島藤島線街路改良工事の鉄道高架にかかる橋梁下部工事の完成を目指します。

また、北名古屋市と共同で五条川に架かる天保橋の建設事業を進めていきます。

このほか、駅東地区の活性化となる桜通線街路改良事業に向けて用地取得に着手していきます。

3 上水道

上水道では、地震等の災害時においても安定した安心できる水道水の供給を確保するために、基幹管路の耐震化を引き続き進めていきます。

「地域資源を生かした活力あふれるまち（産業）」

5つ目の柱は、「地域資源を生かした活力あふれるまちづくり」です。

本市の特色である交通の利便性や貴重な地域資源である五条川の桜並木を生かした観光や交流の推進を図るとともに、地域産業である農業や商工業の発展に努めます。

1 農業・工業・商業

農業では、担い手不足と高齢化が深刻化していく大変厳しい状況ではありますが、農業振興を図るための経費に対して助成をしていきます。

また、地元で取れた米や野菜を保育園や小中学校の給食の食材として使用するなど、地産地消を引き続き進めていきます。



▲地元の食材を使用した給食

商業では、防犯にも効果がある明るい商店街を維持し、また、地球温暖化などの環境問題にも配慮するために、商店街の街路灯の電球をLEDに交換する事業に補助をしていきます。

産業振興では、意欲ある事業者を支援していくために、特に若い事業者の意見・提案を収集していきます。

2 観光・交流

平成25年度からNPO法人「いわ

くら観光振興会」に委託して市役所に開設した観光ステーションを拠点として、観光まちづくり事業を推進していきます。



▲岩倉市PR大使い〜わくん

「市民とともに歩む ひらかれたまち（協働・行財政運営）」

6つ目の柱は、「市民とともに歩む ひらかれたまちづくり」です。

市民と行政との協働を基本とした、誰もがまちづくりに積極的に参加することができ環境を整備するとともに、行政情報を広く提供するなど、開かれた行政経営を推進していきます。

1 市民協働・地域コミュニティ

市民協働では、岩倉市自治基本条例に規定する市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、市民参加と協働に関する市民参加条例の制定に向けて取り組んでいきます。

2 行財政運営

行政経営では、第4次総合計画の見直しを平成26年度から2年かけて実施します。平成26年度は、計画の目標指針に関するアンケートである市政評価調査を実施していきます。

行財政運営では、組織を一部再編して市民サービスの向上に努めます。具体的には、総務部にある税務課を4月から市民部へ編入して効率的な組織運営を図ります。

また、多くの職員の退職に併せて、これまでの行政経験や知識を有する職員を積極的に再任用職員として活用していきます。

以上、平成26年度における市政運営の基本方針について、所信を申し上げさせていただきます。

結び

日本経済も長く続いたデフレで失われた自信を取り戻しつつありますが、4月から消費税率が8割に上がり、今後の景気の動向について不安視する声も聞かれるところです。

本市の財政については、依然として厳しい現状にありますが、私はこのような困難な状況だからこそ、自治基本条例にあるとおり、市民、議会の皆様とともに語り合い、知恵を

出し合い、将来都市像である「健康で明るい緑の文化都市」を目指して一歩一歩進む基本の姿が必要であると思います。

そして、子育て世代が住みたいまちは、全ての年代に魅力的なまちです。そのようなまちになるように、全力を尽くしてまいります。

昨年12月から刷新したふるさといわくら応援寄附金制度は、歳入の確保というよりは、岩倉市の知名度を上げるということを目的に始めたものです。想定した以上に全国から申し込みがあり、広く岩倉市をPRできたと思っています。岩倉市への移住を促すためには、まずは岩倉市の魅力を知ってもらうことから始めないといけません。このような地道な努力を続けることで、少しでも、岩倉市に住んでもらえる方が増えることを期待するものです。

市民の皆様並びに議員各位のご支援とご協力を心からお願ひ申し上げます。施政方針説明とさせていただきます。



▲市の木 くすのき



市政の窓



平成26年度後期高齢者医療制度の保険料のお知らせを郵送します

後期高齢者医療被保険者の人で普通徴収（納付書または口座振替による納付）の人に「後期高齢者医療暫定保険料決定通知書」・「納入通知書」を4月上旬に送付しますのでご確認ください。

なお、保険料の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

●問合先 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5807）まで。

平成26年度の第1号被保険者の介護保険料をお知らせします

第1号被保険者である65歳以上の人の平成26年度の介護保険料につ

いてお知らせします（保険料額は、下表のとおりです）。

年金から保険料が天引きされる特別徴収の人には「仮徴収額特別徴収のお知らせ」を、また、銀行などの金融機関の窓口や口座振替で納めていただく普通徴収の人には「納入通知書（仮徴収額通知書）」を4月上旬に送らせていただきます。

なお、保険料額を算定する基礎となる平成25年中の所得金額が確定していないため、ご案内する保険料は仮算定額となっています。

所得金額の確定後の本算定額および月別の納付額は、7月上旬にお知らせします。

●問合先 介護福祉課介護保険グループ（☎38・5811）まで。



平成26年度所得段階別介護保険料

平成24～26年度の基準額（月額）		4,100円（所得段階の第4段階②の額）	
所得段階	対象者	計算方法 （100円未満切り捨て）	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人	$4,100円 \times 0.5 \times 12カ月$	24,600円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	$4,100円 \times 0.5 \times 12カ月$	24,600円
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で第1段階・第2段階以外で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	$4,100円 \times 0.63 \times 12カ月$	30,900円
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で第1段階・第2段階以外で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	$4,100円 \times 0.75 \times 12カ月$	36,900円
第4段階①	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	$4,100円 \times 0.88 \times 12カ月$	43,200円
第4段階②	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	$4,100円 \times 1.0 \times 12カ月$	49,200円
第5段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が125万円未満の人	$4,100円 \times 1.13 \times 12カ月$	55,500円
第6段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	$4,100円 \times 1.25 \times 12カ月$	61,500円
第7段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が190万円以上500万円未満の人	$4,100円 \times 1.50 \times 12カ月$	73,800円
第8段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が500万円以上の人	$4,100円 \times 1.75 \times 12カ月$	86,100円

※老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた人が受けている年金

※合計所得金額 収入から必要経費相当額を差し引いた額

※課税年金収入額 老齢退職年金等の課税年金収入が対象であり、遺族年金・障害年金等の非課税年金収入は対象となりません

国民健康保険税の納付書を送付します

平成26年度国民健康保険税（納期は年12期）の第1期から第3期分までの普通徴収の世帯の納付書を4月10日(木)に送付します。

今回送付します納付書の保険税額は、税額を算定する基礎となる前年所得金額が確定していないため、第1期から第3期分までの合計は前年度保険税額の12分の3に相当する額となっています。

第4期以降の保険税については前年所得金額などにより算定した年税額から第1期から第3期分を差し引いた額を、各納期に納付していただきます。保険税は、国や市からの補助金とともに国民健康保険を支える重要な財源です。皆さんが病気やケガをされたときの医療費をはじめ出産育児一時金、葬祭費等に使われます。保険税の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

なお、保険税の納付については、便利な口座振替制度があります。また、コンビニエンスストア（納期内のものに限り）でも保険税を納

付できます。

● 問合先 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5807）まで。

非自発的失業者の人は国民健康保険税が軽減されます

企業のリストラなどで職を失い国民健康保険に加入した場合に在職中と同程度の保険料負担水準で済むように、平成22年度分から、前年給与所得を本来額の100分の30とみなして国民健康保険税を算定しています。この軽減を受けるためには届け出が必要となりますので、次の事項をご確認のうえ、対象となる人は届け出てください。

● 対象となる人 離職日の翌日から翌年度末までの期間で

①雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）

②雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）

として失業等給付を受ける人です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由（理由コード）が、「11、12、21、22、23、31、32、33、34」に該当する人です。

※特例受給資格者証（短期雇用特例

被保険者の人）、および高年齢受給資格者証（65歳到達日以後に離職された人）の人は対象とはなりませんのでご注意ください。

● 軽減額 国民健康保険税のうち、所得割額部分は前年の所得により算定されていますが、軽減は、前年の給与所得をその100分の30とみなして行います。

● 軽減期間 離職日の翌日から、その翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

● 届出に必要なもの

★雇用保険受給資格者証

★国民健康保険被保険者証

★印鑑

なお、雇用保険受給資格者証が、受給期間を終了したこと等により紛失・滅失している場合は届け出ができませんのでハローワークで再交付を受けていただく必要があります。詳しくは最寄りのハローワーク（犬山公共職業安定所雇用保険課☎0568・61・2196）等にお問い合わせください。

● 届出・問合先 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5807）まで。

国民健康保険一部負担金の減免と徴収猶予についてお知らせします

岩倉市国民健康保険では、災害など予期しない特別な事情で、利用できる資産などの活用をしたにもかかわらず、世帯の生活の維持が著しく困難となったときは、医療機関などの窓口で支払う医療費（一部負担金）の減額や免除または徴収猶予を行っています。申請など詳しくはお問い合わせください。

● 問合先 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5807）まで。

4月からの国民年金保険料・年金給付額をお知らせします

【国民年金保険料】

4月から平成27年3月までの国民年金保険料は、月額1万5千250円です。

【年金給付額】

4月からの老齢基礎年金の年金給付額は、月額6万4千400円です。

● 問合先 一宮年金事務所（☎05

86・45・1417)まで。

合併処理浄化槽の設置費を補助します

市では、生活排水による河川の汚れを防止するため、合併処理浄化槽を設置する人に次のとおり設置費を補助しています。

●**補助対象となる地域** 尾張都市計画下水道岩倉公共下水道に係る都市計画決定区域を除く市内全域

●補助対象条件

- ・浄化槽法に基づく構造基準に適合するもの
 - ・生物化学的酸素要求量(BOD)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有する20人槽以下の合併処理浄化槽
- 対象とならない人**
- ・浄化槽法に基づく設置の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置する人。
 - ・住宅を借りている人で、賃貸人の承諾を得られていない人。
 - ・市内に住所を有しない人。
 - ・自らの住居を目的とする住宅以外に合併処理浄化槽を設置する人。
 - ・住宅を新築または増改築をするこ

とに伴い合併処理浄化槽を設置する人。

●補助限度額

★5人槽	33万2千円
★6～7人槽	41万4千円
★8～10人槽	54万8千円
★11～20人槽	93万9千円
●申請・問合先	環境保全課環境グループ(☎38・5808)まで。

住宅用太陽光発電システムの設置費を補助します

市では、住宅用太陽光発電システムを設置する人に対し、次のとおり設置費を補助します。

●**対象システム** 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結する太陽光発電システムで未使用のもの

●補助対象者

- ①市内で自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象システムを設置しようとする人、または市内で自ら居住するため、新築する住宅にあわせて対象システムを設置しようとする人
- ②市内で自ら居住するため、建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅を購入しようとする人

●補助の金額

発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値(単位はキロワット。出力4キロワットを超えるものについては4キロワットとして計算)に2万円を乗じた額

●**申込方法** 環境保全課環境グループに用意してある申請書を提出してください。申請書は岩倉市ホームページ(アドレス裏表紙参照)からダウンロードすることもできます。

●**問合先** 環境保全課環境グループ(☎38・5808)まで。

樹木・樹林に報奨金を交付します

市では、市民の身近なみどりの保護、保全を図るため、杜寺境内等の樹木または樹林、あるいは屋敷林等、民有地のみどりを「保護樹・保護樹林」として指定する制度を制定しています。

該当する樹木等の所有者または管理者は、積極的に申請してください。

平成25年度末の指定状況

★保護樹：90本

★保護樹林：9カ所

●指定基準

★保護樹：地上1・5以上の高さにおける幹の周囲が1・5以上または、高さが15以上のもの

★保護樹林：樹林として存する土地の面積が500平方メートル以上のもの

●報奨金額

★保護樹：1カ所1本年額5千円、2本以上は年額1万円

★保護樹林：1カ所年額2万円

●樹勢診断と治療費の助成

指定した樹木が損傷、あるいは病虫害等が原因で衰えた場合は、市で派遣する樹木医によって樹勢診断を受けることができます(診断費用は市が負担します)。

診断結果を踏まえ、所有者等と市が協議し、治療が必要であると認めるときは、治療に必要な経費の2分の1の額(限度額は25万5千円)を助成します。

●**申請期間** 4月1日(火)～30日(水)(土・日曜日、祝日は除く)

●**問合先** 都市整備課計画グループ(☎38・5814)まで。



岩倉市の障害者福祉をお知らせします

市では、心身に障害のある人の日常生活を支援し、その人を介護するご家族の負担を軽減するために、さまざまな制度を設けています。

ただし、それぞれに要件がありますので、事前に介護福祉課までご相談ください。

● **申込・問合せ先** 介護福祉課障害福祉グループ（☎ 38-5809）まで。

事業名	内 容	対象者	備 考
心身障害者扶助料	対象者に月額3,000円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1・2級 ②療育手帳A判定 ③精神障害者保健福祉手帳1級	施設入所者は除く
	対象者に月額2,500円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳3・4級 ②療育手帳B判定 ③精神障害者保健福祉手帳2級	
	対象者に月額1,500円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳5・6級 ②療育手帳C判定 ③精神障害者保健福祉手帳3級	
在宅重度障害者手当	対象者に月額15,500円を支給します（1種）。	身体障害者手帳1・2級かつIQ35以下の人	施設入所者、3カ月以上の入院者は除く 所得制限、併給制限あり 2種の方は手帳初回交付時に65歳以上であった場合、支給対象となりません
	対象者に月額6,750円を支給します（2種）。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1・2級 ②療育手帳A判定 ③身体障害者手帳3級かつIQが50以下	
特別児童扶養手当	対象者に月額49,900円を支給します。	次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を監護、養育されている人 ①発達障害を含むIQ35以下程度 ②身体障害1～2級程度	施設入所者は除く 所得制限あり
	対象者に月額33,230円を支給します。	次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を監護、養育されている人 ①発達障害を含むIQ50以下程度 ②身体障害3級（4級の一部含む）程度	
特別障害者手当	対象者に月額27,050円を支給します。	次のいずれかに該当する20歳以上の障害者 ①身体障害2級（一部を除く）以上の障害を重複してお持ちの人 ②身体障害2級（一部を除く）以上の障害をお持ちの人で、IQ20以下の人または、常時介護が必要な精神障害をお持ちの人 ③身体障害2級（一部を除く）以上の障害をお持ちの人または、IQ20以下の人もしくは常時介護が必要な精神障害をお持ちの人で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上お持ちの人 ④身体障害2級（一部を除く）以上の障害をお持ちの人または、IQ20以下の人もしくは同程度の障害や病状をお持ちの人で、日常生活においてほぼ全面介助が必要な人	施設入所者、3カ月以上の入院者は除く 所得制限、併給制限あり 特に重度の人には手当額が加算されます

事業名	内 容	対象者	備 考
障害児福祉手当		次のいずれかに該当する20歳未満の障害者 ①身体障害1級（2級の一部を含む）の障害をお持ちの人 ②IQ20以下の人 ③上記と同程度の障害や病状で、常時介護が必要な人	施設入所者は除く 所得制限、併給制限あり 特に重度の人には手当額が加算されます
経過的福祉手当	対象者に月額15,290円を支給します。	次のいずれかに該当する20歳以上の障害者で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない人 ①身体障害1級（2級の一部を含む）の障害をお持ちの人 ②IQ20以下の人 ③上記と同程度の障害や病状で、常時介護が必要な人	
日常生活用具の給付等	重度の障害児・者が自力で日常生活を営めるよう特殊寝台、入浴補助用具、人工喉頭、ストマ用装具などを給付または、貸与します。 ※原則1割負担	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳または、療育手帳をお持ちの人 ②難病患者等	障害の種別や等級等に制限があり 難病には対象疾患あり
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付	小児慢性特定疾患児に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、吸入器、電気式たん吸引器などを給付します。 ※収入によって費用の一部自己負担あります	小児慢性特定疾患医療給付を受けている人	
補装具費の支給	身体障害者に対し、身体機能の障害を補い日常生活を容易にするため、補聴器、車いす、義肢等の交付や修理を行います。 ※原則1割負担	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳をお持ちの人 ②難病患者等	障害の種別や等級等に制限があり 難病には対象疾患あり
心身障害者福祉タクシー料金助成	心身障害者がタクシーを利用するときの基本料金と迎車料金を助成する利用券を月3枚お渡しします。	次のいずれかをお持ちの人 ①身体障害者手帳1・2級 ②身体障害者手帳内容に、下肢、体幹または視覚の3級が記載 ③療育手帳A判定 ④精神障害者保健福祉手帳1級	施設入所者は除く
リフトタクシー料金助成	通常の手での移動が困難なねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額（上限5,000円）を助成します（月1枚）。	次のいずれかに該当する人 ①常時ねたきりで在宅の人 ②要介護4または5で在宅の人 ③身体障害者手帳下肢・体幹1級で在宅の人	
手話通訳者派遣	聴覚障害者、音声言語機能障害者が公的機関等へ外出する場合に手話通訳者を派遣します。	聴覚障害または音声・言語機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人（手話によって意思疎通が図れる人）	
要約筆記者派遣	聴覚障害者、音声言語機能障害者が公的機関等へ外出する場合に要約筆記者を派遣します。	聴覚障害または音声・言語機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人（手話、口話を理解できない人）	

事業名	内 容		対象者	備 考
自動車運転免許取得費助成	障害者の自動車運転免許取得費の一部を助成します（費用の3分の2以内、上限10万円）。		身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人	所得制限あり
自動車改造費助成	身体障害者が就労などのため、所有の自動車の操行装置等の一部を改造する場合、その経費を助成します（上限10万円）。		身体障害者手帳をお持ちで、運転免許証に「免許の条件」が付されている人	所得制限あり
入浴サービス	家庭において自力または介護による入浴が困難な重度身体障害者等に対し、各家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを行います。		身体障害者手帳の体幹・下肢障害1・2級をお持ちの人	
心身障害者扶養共済	障害者の将来のために、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障害となった場合、障害者に年金を支給します（年金1口当たり2万円）。		身体障害者手帳1～3級または、療育手帳をお持ちの人	掛金は加入時の加入者（保護者）の年齢によって異なります
原子爆弾被爆者受診費助成	原子爆弾被爆者が広島市または長崎市内の病院で受診するために必要な費用の一部を助成します。		岩倉市に1年以上お住まいで被爆者健康手帳をお持ちの人	
自立支援医療の給付	育成医療	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います。 ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）	18歳未満の身体上の障害をお持ちの人	所得制限あり
	更生医療	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います。 ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）	18歳以上身体障害者	
	精神通院	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費を公費で負担しています。 ※所得により自己負担あり（原則、医療費の1割）	精神障害者	

事業名	内 容	対象者	備 考
精神障害者医療費の支給	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を助成します。	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの人	
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を助成します。	「精神保健および精神障害者福祉に関する法律」第5条の規定による精神障害と判断された人	
	保険診療のうち自己負担分を助成します。精神通院医療を受ける場合は、自立支援医療受給者証も併せて、提示する必要があります。	精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの人	
障害者医療費の支給		次のいずれかに該当する人 ①身体障害1～3級をお持ちの人 ②身体障害4級をお持ちの人で、障害名が腎臓機能障害の人 ③身体障害4～6級をお持ちの人で、障害名が進行性筋萎縮症の人 ④IQ50以下の知的障害の人 ⑤自閉症状群と診断された人	75歳以上の人と一定程度の障害の状態にある65歳以上的人是、障害者医療の助成を受けることができません。後期高齢者医療制度の被保険者となつていただき、後期高齢者福祉医療で助成します。 他の制度で医療費の助成を受けられる人は、病院や市民窓口課保険医療グループにご相談ください。
後期高齢者福祉医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を助成します。入院時の食事代や差額室料、保険対象外の医療費については助成できません。	後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに該当する人 ①身体障害1～3級をお持ちの人 ②身体障害4級をお持ちの人で、障害名が腎臓機能障害の人 ③身体障害4～6級をお持ちの人で、障害名が進行性筋萎縮症の人 ④IQ50以下の知的障害の人 ⑤自閉症状群と診断された人 ⑥精神障害者保健福祉手帳1・2級の人 ⑦戦傷病者（所得制限があります） ⑧精神障害の措置入院患者、結核の勧告、措置入院患者 ⑨母子家庭等の人（所得制限があります） ⑩市民税非課税世帯で介護保険の要介護認定4または5を受け、寝たきりまたは認知症により生活介護を3カ月以上継続して受けている人 ⑪市民税非課税世帯で、ひとり暮らし認定を受けている人	
身体障害者住宅改善費助成	身体障害者に対し、住宅改善に要する対象工事費の2分の1を助成します（上限50万円）。	身体障害者手帳の体幹・下肢・視覚障害1・2級をお持ちの人	
有料道路通行料金の割引	身体障害者が自ら自動車を運転する場合、または重度の障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金が半額になります。	身体障害者手帳または、療育手帳A判定をお持ちの人	
NHK受信料の免除	障害者に対し、NHK受信料が全額または半額免除されます。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人	障害等級、所得等に制限あり

岩倉市の高齢者福祉をお知らせします

市では、高齢者の皆さんに住みなれた地域で安心して暮らしていただくために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに要件がありますので事前に介護福祉課までご相談ください。

●申込・問合せ 介護福祉課高齢福祉グループ（☎38-5809）まで。

事業名	内 容	65歳以上	ひとり暮らし老人	高齢者夫婦世帯	ねたきり老人	認知症老人	要介護要支援認定
生活支援型給食サービス	聞き取り調査で承認された人を対象に、毎日夕食を配達します（年末年始を除く）。※1食340円		○	○			
緊急通報システム設置	コールセンターとつながった緊急通報装置を設置し、コールセンターが緊急時に消防署へ救助を要請したり相談をお聴きしたりします。 ※設置時に自己負担があります。夫婦共に70歳以上の高齢者のみの世帯が対象です。		○	○ （※70歳以上）	○		
寝具丸洗・乾燥	対象者の使用する寝具を丸洗乾燥・乾燥します。		○		○		
ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を在宅で3カ月以上介護している人に月額5,000円の手当てを支給します。				○	○	要介護4・5
老人日常生活用具給付	生活状況により、電磁調理器等の生活用具を支給します。 ※課税状況に応じ、自己負担があります。		○		○		
訪問理美容サービス	理美容師が対象者宅を訪問して整髪等を行います。				○		要介護4・5
紙おむつ支給	ねたきり老人を在宅で介護している人に介護用品（紙おむつ）を支給します。 ※非課税世帯（要介護者および家族介護者の属する世帯全員）が対象です。				○		要介護4・5
シルバー優待証明カード交付（県制度）	名古屋港ポートビル等の施設を無料もしくは割引で見学できる優待カードを交付します。	○					
すこやかタクシー料金助成	85歳以上高齢者の日常生活における活動を容易にできるよう、タクシー利用券（基本料金と迎車料金を助成）を支給します（月2枚）。	○ （※85歳以上）					
リフトタクシー料金助成	移動が困難な在宅のねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額（上限5,000円）を助成します（月1枚）。				○		要介護4・5
家具転倒防止器具取付	地震などによる家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具を取り付けます。		○	○			
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊行動のある高齢者に対する位置情報専用端末機を家族介護者に貸出します。 ※1カ月540円の利用料と情報提供料を利用者に負担していただきます。					○	○
家族介護者慰労金助成	ねたきり老人等を在宅で介護し、1年間介護保険のサービスを利用しない家族を対象に、介護慰労金を支給します（年額10万円）。 ※非課税世帯が対象です。						要介護4・5
高齢者等賃貸住宅住み替え助成	高齢者等の世帯が、優良賃貸住宅または、これに準ずる住宅に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額（上限20万円）を助成します。 ※所得要件があります。	○					
高齢者住宅改善費助成	手すりの設置や段差解消など住宅改善等に要する経費を助成します（上限50万円）。 ※認定が非該当となった人も対象となります。						○
高齢者等救命パトン配布	冷蔵庫で保管し、救急時に備える救命パトナー式を配布します。 ※夫婦共に65歳以上の高齢者のみの世帯が対象です。65歳未満でも、ひとり暮らしで障害・病気等で健康状態に不安を抱える人も対象となります。		○	○ （※65歳以上）			

ひとり暮らし老人は、認定が必要です。また、高齢者夫婦世帯とは夫婦ともに75歳以上の世帯です。

国民年金保険料の免除申請ができる期間が拡大されました

●国民年金は、所得が少ない時や失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料を免除する**保険料免除申請**をすることができます。平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前までの期間の免除申請が可能となります。失業など特例免除の対象期間も拡大されますので、必要書類を添えて申請してください。

また、学生の皆さんの保険料の支払いを猶予し、社会人になってから納めることができる**学生納付特例制度**につきましても同様となります。なお、対象学校について詳しくはお問い合わせください。

●障害基礎年金の受給等で法定免除を受けている人は、法定免除期間であっても、保険料を通常納付できる「納付申出制度」が利用できます。詳細についてはお問い合わせください。

▼問合先 一宮年金事務所（☎0586・45・1417）または、市民窓口課窓口グループ年金担当（☎

38・5807）まで。

国民健康保険税の減免制度をお知らせします

国民健康保険税の減免制度は、本年中の所得の激減、長期療養、災害などにより著しく生活が苦しくなり保険税の納付が困難になった人で、減免の必要があると認められる場合、保険税の一部または全部が減免される制度です。また、被用者保険（社会保険、共済組合等）の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その65歳以上の被扶養者が、国民健康保険に加入する場合も対象となります。

制度の概略は、下表のとおりです。該当すると思われるときは、ご相談ください。



減免理由		減免割合
所得の激減	前年中の所得が300万円以下で、今年の所得が前年に比較して大幅に減少する見込みの場合	減少の程度により所得割額および均等割額の一部を減免
長期療養者	前年中の所得が300万円以下かつ、今年の所得が前年に比較して大幅に減少する見込みで、6カ月以上療養中または、継続して6カ月以上療養を要する場合	療養期間に到来する納期限に係る納付額の全部
災害による損害	災害により、自己所有の住宅または、家財に3割以上の損害（保険金・共済金などで補てんされる金額を除く）を受けた場合	前年中の所得、損害の程度により所得割額を最高全額まで減免
固定資産税の減免	岩倉市税条例第66条の規定により、固定資産税の減免を受けた場合	減免を受けた固定資産税による資産割額
被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険に加入することとなった65歳以上の被扶養者		被扶養者に係る所得割額および資産割額の全額
		被扶養者に係る均等割額の一部
		被扶養者のみで構成される世帯の場合の平等割額の一部

※減免の理由が2つ以上ある場合には、減免額の大きい理由が優先されます。

●問合先 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5807）まで。

水道水を安心して飲用していただくために

市では、安心して水道水を飲用していただくために、水道法に基づき、定期的に水質検査を実施しています。

水質検査の計画と結果については、上下水道課でいつでもご覧いただけます。また、岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）でも公開しています。

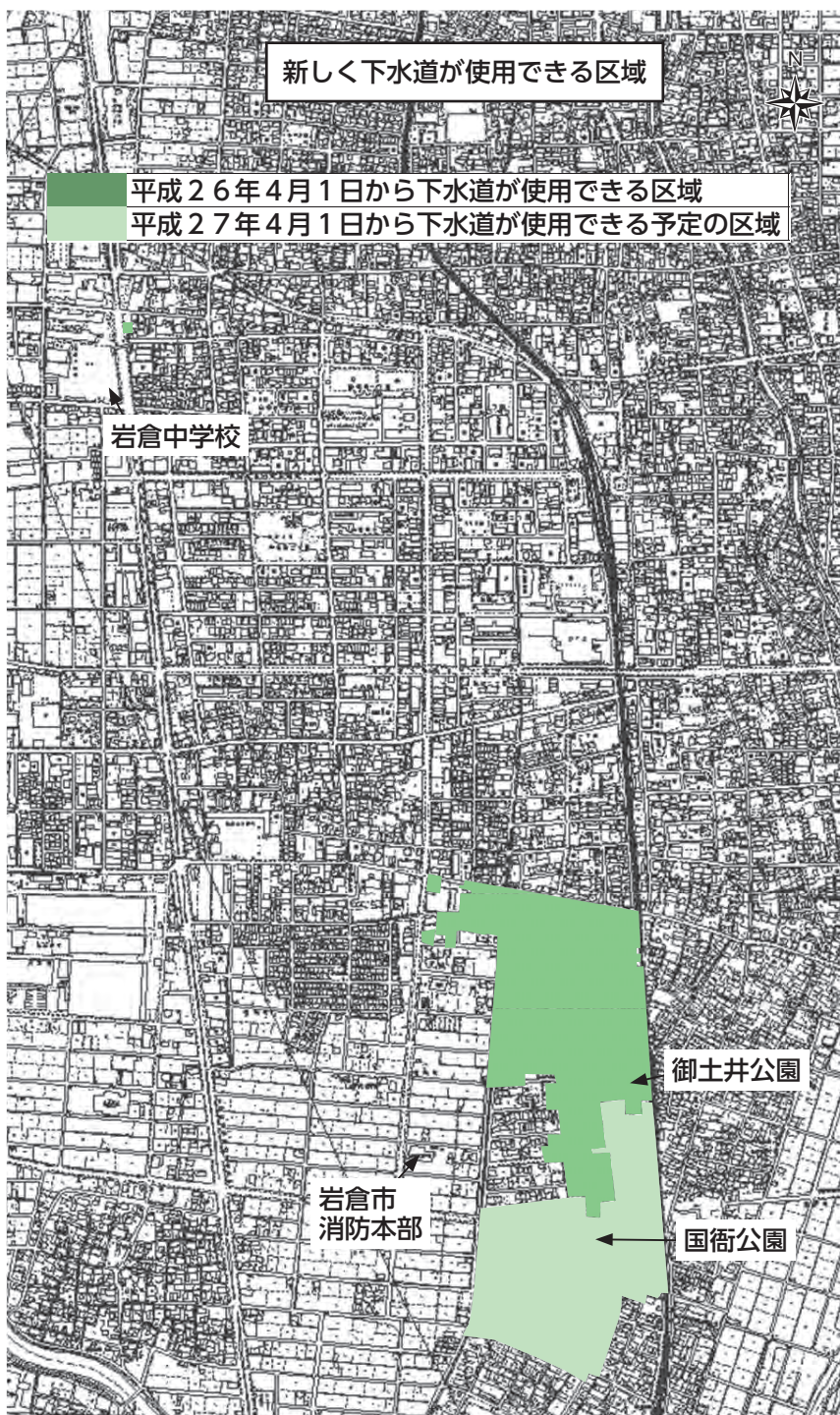
●問合先 上下水道課上下水道グループ（☎38・5816）まで。



4月1日から 下水道が使用できる 区域が広がります

4月1日から西市町、大地町、稲荷町の一部の区域で下水道が使用できるようになります。

区域内の人で、浄化槽をお使いの場合は、速やかに公共下水道への接



続工事（排水設備工事）をしてください。くみ取り便所をお使いの場合は、3年以内に水洗便所に改造し、公共下水道への接続工事をしてください。

また、すでに下水道が使用できる区域内の人で、下水道への接続工事をしていない場合は、速やかに工事を行ってください。

● **受益者負担金** 下水道整備区域内に土地を所有している人は、負担金

が賦課されます。

ただしその土地が、地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利がある場合は、その権利者が対象となります。対象区域の土地を所有している皆さんへ下水道事業受益者申告書を送付しますので、ご協力をお願いします。

● **工事は指定工事店で** 排水設備工事やトイレの水酸化工事は、市が指定した工事店でなければ施工できま

せん。次頁表の「指定工事店一覧」から選んで工事を依頼してください。

● **排水設備工事費の融資をあつせん** 下水道の排水設備の設置には、次の改造資金の融資あつせん（無利子）を行っていますので、ご希望の人は指定工事店を通してお申し込みください。

ただし、下水道が使用できるようになってから3年以内に行う工事が対象となります。

★くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事：60万円以内（便槽が1個増すごとに30万円以内を加算）

★浄化槽を廃止する工事：30万円以内（浄化槽が1個増すごとに15万円以内を加算）

● **雨水対策にご協力を** 新たに下水道へ接続する時は、既存の浄化槽は不要となります。浄化槽を雨水貯留施設へ転用されますと、河川や排水路への雨水の流出が抑えられ、浸水被害の緩和が期待できます。また、溜まった雨水を散水等に利用することもできます。

補助制度がありますので、事前にお問い合わせください（工事後の申請はできません）。

● **問合先** 上下水道課下水道グループ（☎38・5815）まで。

岩倉市下水道排水設備指定工事店一覧

平成26年3月1日現在 57社

指定工事店名	住 所	電話番号
有限会社 アイセイ工業	一宮市南小淵間之田69-2	0586-64-5782
アスカ設備 株式会社	海部郡大治町大字砂子字山ノ前763番地1	052-444-3383
有限会社 新井工業	新柳町二丁目56番地	37-0353
株式会社 石原水道	海部郡蟹江町大字須成字市場1331番地	0567-95-0516
株式会社 イチテック 岩倉支店	西市町西市26番地 メゾンサクライ102号	37-3441
伊藤水道工業 株式会社 岩倉支店	鈴井町法成寺38番地4	37-1345
有限会社 今井工業所	一宮市桜一丁目17番10号	0586-72-7712
株式会社 大崎工務店 岩倉支店	中央町三丁目15番地	37-4834
有限会社 岡田工業	海部郡蟹江町学戸四丁目6番地	0567-95-8683
有限会社 小田設備	江南市島宮町城23番地	54-6109
尾張テクアス 株式会社	一宮市和光二丁目2番地9	0586-72-1796
協立設備工業 株式会社	名古屋市千種区高見1-18-9	052-751-2004
栗本土木 株式会社	八剣町1721番地1	66-3333
GROWTH (グロース) 株式会社	名古屋市守山区小幡太田15番20号	052-797-9188
後藤設備	一宮市泉1-2-7	0586-72-8561
有限会社 小森管工	井上町畑田148番地	37-5823
桜井工業 株式会社	西市町西野々20番地	37-2205
株式会社 佐藤水工社	小牧市小木五丁目436番地	0568-73-4191
有限会社 佐藤設備	北名古屋市六ツ師松葉115番地	0568-22-5726
佐藤配管 株式会社	愛西市日置町上川田102	0567-24-4825
株式会社 サンコーエンジニア	春日井市二子町二丁目16番地12	0568-31-5237
三東設備工事 株式会社	名古屋市千種区桜が丘226番地	052-782-2322
株式会社 ジェーケー・サービス	江南市古知野町熱田20	54-0500
株式会社 城東設備	犬山市大字前原字北中根3番地2	0568-65-1227
昭和土建 株式会社 岩倉支店	旭町二丁目24番地202号	37-6625
株式会社 菅原設備	津島市元寺町三丁目21番地2	0567-24-1743
関戸工業 株式会社	西市町榊東10番地2	66-6336
善勝 有限会社	津島市元寺町二丁目40番地	0567-22-5200
株式会社 大栄企業	中本町南白山1番地15	66-3321
大興建設 株式会社 岩倉支店	新柳町一丁目27番地	66-0792
ダイスイ設備 株式会社	名古屋市熱田区古新町二丁目73-2	052-681-6019
竹内建築 株式会社	東町長山18番地1	66-2118
株式会社 タテレビ設備	本町宮東28番地2	37-2734
中部水道 株式会社	春日井市出川町二丁目21番地7	0568-52-1523
有限会社 富田設備	名古屋市守山区新守西2003番地	052-791-4676
株式会社 永井組	江南市草井町西7番地	59-8221
中島工業 株式会社	一宮市明地字風張35番地1	0586-69-6888
株式会社 丹羽組	神野町縄境7番地	37-7000
株式会社 丹羽工務店	大市場町郷廻234番地	66-0550
株式会社 長谷川組 岩倉支店	稲荷町羽根12番地6	66-5229
有限会社 八信建設	八剣町樋口17番地1	37-3962
ハヤカワ工業 株式会社	一宮市桜二丁目2番10号	0586-71-4475
菱川工業 株式会社	一宮市大赤見字大山西21番地	0586-77-0667
有限会社 日野設備	一宮市緑三丁目6番地1号	0586-24-2451
福崎建設 株式会社	稲沢市赤池居道町145番地	21-7070
船橋設備 株式会社	一宮市浜町五丁目21番地1	0586-71-3002
株式会社 増岡水道設備	みよし市打越町上屋敷40番地36	0561-34-3143
株式会社 間瀬設備工業	旭町二丁目39番地2	37-5767
株式会社 松本工務店	大市場町順喜27番地1	66-1168
真野工業 株式会社	名古屋市熱田区波寄町2番27号	052-884-3111
株式会社 ヤジマ	江南市宮後町砂場東273番地	54-0227
株式会社 山新設備	津島市唐臼町西島33番地	0567-31-0427
有限会社 ヤマセツ	愛西市稲葉町村南29番地1	0567-24-2222
株式会社 ヤママ住設	小牧市大字東田中字南新田1600番1	0568-77-6985
有限会社 ユタカ設備	下本町西沼70番地2	66-1860
株式会社 吉村商会	一宮市緑一丁目8番2号	0586-24-3801
株式会社 渡邊組 岩倉支店	石仏町たり45番地	66-6462

「緑の募金」にご協力ください

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づいて行われています。集められた募金は、学校・公園等への植樹、緑化木・草花の配布、みどりの少年団の育成、樹木診断等、身近な緑化の推進や森林整備に関する事業費に充てられます。

愛知県では、春の緑の募金期間として4月1日から5月31日まで、「緑の募金」キャンペーン活動を行います。

また、募金期間は愛知県春の緑化強調期間とも重なり、県植樹祭をはじめとしてさまざまな緑化運動が行われます。

緑をふやし、緑をまもり、緑をひろげる活動に、ぜひご協力をお願いします。

●募金取扱機関

- ・県下各市町村役所・役場
- ・愛知県尾張農林水産事務所

●実施主体

公益社団法人 愛知県緑化推進委員会

●問合せ

都市整備課計画グループ

(☎38・5814) まで。

住宅リフォーム促進事業補助金についてお知らせします

市では、住生活環境の向上や地域経済の発展を図るため、居住している住宅のリフォーム工事の費用の一部を予算の範囲内で補助します。

● **申込期間** 4月1日(火)～(予算の範囲内で先着順)

● **対象となる工事** 市内に本社を有する法人または個人の施工業者を利用し、平成27年3月末日までに完了する工事で、次のいずれかに該当する工事

① 岩倉市補助事業等の工事費から補助金を除いた額または補助金を除いた額と併せて行うリフォーム工事費を足した額が20万円以上の工事

② リフォーム工事費の額が20万円以上の工事

※岩倉市補助事業等とは、①民間木造住宅耐震改修費等補助事業(内耐震判定値を1.0以上にする工事に限る)②住宅嵩上浸水対策事業③民間住宅アスベスト除去工事④居宅介護住宅改修費補助事業⑤高齢者住宅改善費助成事業⑥身体障害者住宅改

修費助成事業⑦住宅用太陽光発電システム設置費補助事業⑧合併処理浄化槽設置整備事業⑨下水道排水設備工事になります。

※リフォーム工事とは、老朽化による住宅の修繕のための工事や、フローリング(床)や壁紙の張り替え、外壁の塗り替えなどの工事になります。

※工事は、補助金の申請を行い、補助金交付決定があつてから着手してください。補助金交付決定前に行われた工事は対象になりません。

●対象となる人

・市内に住所を有し、かつ、居住している人

・市税の滞納のない人

●補助金の額

対象となる工事①は対象工事費の10割で10万円を限度とします。ただし、木造住宅耐震改修費補助事業は20万円を限度とします。

対象となる工事②は対象経費の5割で10万円を限度とします。

● **問合せ** 都市整備課計画グループ (☎38・5814) まで。



市民農園の利用者を募集します

市では、市民の皆さんに野菜作りなどの体験を通して、余暇の時間を楽しんでもいただくため、市民農園を設置しています。

今回、空区画の募集を次のとおり行います。なお、申し込み多数の場合は、抽選を行います。野菜作りが初めての人もぜひご利用ください。

● **申込資格** 市内在住の人(一世帯に一区画)。

● **利用期間** 4月～平成27年3月(1年更新で最長5年間の延長可)

● **利用料金** 年間3千円

●募集区画数

★稲荷町市民農園：5区画

● **申込期間** 4月1日(火)～10日(木)

● **申込方法** 商工農政課にある利用申込書に記入のうえ、申し込んでください。

● **抽選について** 申込多数の場合は、4月11日(金)午前10時から、市役所7階第3委員会室で抽選を行います。

● **問合せ** 商工農政課農政グループ (☎38・5812) まで。

意欲的な農業者の農業活動を支援します「岩倉市農業振興事業助成制度」をご利用ください

農業者等の皆さんが取り組まれる農業振興事業に対する助成を行っています。

●助成対象事業・金額 市内の認定農業者・農業活動団体等が行う左表

事業区分	助成事業	助成金額
農作物等振興事業	ブランド野菜等の振興や地産地消の推進など、農作物の消費拡大や振興に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ※個人5万円、団体30万円を上限とする。
農業経営等支援事業	オペレータの育成や新規就農者の育成、農業機械の整備など、地域農業者の経営の安定に寄与するものであること。ただし、オペレータとして愛知北農業協同組合の委託を受ける者または認定農業者等の認定者若しくは認定を受けようとする人であること。	事業費の3分の1以内 ※100万円を上限とする。
遊休農地等活用推進事業	農業体験農園やふれあい農園等の整備など、遊休農地の活用に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ※1,000円/10㎡を上限とする。
都市景観農業振興事業	景観作物の栽培など、都市景観農業の向上に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ※個人5万円、団体30万円を上限とする。
交流事業	農業者と消費者との交流や、農業振興に資するイベントなど、農業に対する理解促進に寄与するものであること。	事業費の3分の1以内 ※団体のみで、50万円を上限とする。
その他の事業	その他、農業振興に寄与するもので、審査会の意見等に基づき、市長が特に必要と認める事業。	事業費の2分の1以内 ※30万円を上限とする。

の事業を対象とします。
なお、審査会で審査のうえ、助成の決定を行います。

●事業期間 平成26年度中に実施される事業

●申請の手続き 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、4月18日(金)までに商工農政課へ提出してください。

●問合せ 商工農政課農政グループ (☎38・5812) まで。

中学生の皆さんへ モンゴルの大自然の雄大さを肌で感じてみませんか

岩倉市教育委員会では、将来を担う中学生の皆さんに、国際的な視野と見識を深めてもらうため、海外に派遣する中学生を募集します。

モンゴルは、雄大な大自然に恵まれ、伝統的な文化や生活を満喫できる国です。現地ではキャンプやホームステイをして、学校訪問や乗馬体験、星座観察などの体験活動を行いますので、ぜひ応募してください。

●派遣先 モンゴル ウランバートル

●派遣期間 8月3日(日)～9日(土) 6泊7日※日程については、変更になる場合があります。

●応募資格 ★市内に在住の中学生(私立中学生も含む)
★心身ともに健康で、研修意欲が旺盛な生徒
★事前研修などに参加できる生徒
★保護者の同意が得られる生徒
★過去に派遣されたことのない生徒

●募集人数 14人(中学3年生8人、中学1・2年生6人を原則とします。)

●参加費用 1人あたり3万円

(パスポート取得費など個人的な経費は別途必要です。また、各自で保険への加入をお願いします。)

●申込方法 4月7日(月)から5月9日(金)までに参加申込書に必要事項を生徒本人が記入のうえ、市立中学校の中学生は在籍する学校へ、それ以外の中学生は、学校教育課へ提出してください。

※参加申込書は、学校教育課および各市立中学校にあります。

●選考方法 グループワーク・面接・英語インタビュー等を実施のうえ選考し、後日公開抽選で決定します。

●選考日 5月17日(土) 午後2時から市役所で行います。

●抽選日 5月24日(土) 午前9時から市役所で行います。なお、やむをえない事情で参加できない場合に限り代理出席を認めます。

●問合せ 学校教育課学校教育グループ(☎38-5818)まで。



岩倉市観光情報ステーションと情報サロンの業務を統合します

特定非営利活動法人いわくら観光振興会は、岩倉市から委託を受け、観光情報等を一元的に集約し、情報発信するための観光情報ステーションを市役所1階に開設しています。が、次のとおり情報サロン業務も併せて行っていくしますので、ぜひご利用ください。

- **開設時間** 月々金曜日午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）
- **場所** 市役所1階（従来の場所と変更はありません）
- **開設内容** 観光情報の提供、いわくぐんグッズの販売および情報サロンの業務など
- **変更点** 情報サロンに設置してあるパソコンは岩倉市ホームページのみ閲覧可能になります。
- **利用料** 無料
- **委託者** 岩倉市
- **主管** 特定非営利活動法人いわくら観光振興会
- **問合せ先** 岩倉市観光情報ステーション（☎81・3368）または、商工農政課商工観光グループ（☎3

8・5812）まで。
※情報サロンについては秘書課広報広聴グループ（☎38・5802）まで。

固定資産（土地・家屋）の価格等の縦覧をします

固定資産税の縦覧制度は、納税者の皆さんが他の土地や家屋の価格との比較を通じて自己の資産の価格が適正に評価されているかを判断していただくための制度です。

- **とき** 4月1日（火）～30日（水）午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
- **ところ** 税務課課税グループ
- **縦覧できる帳簿**
 - ★土地価格等縦覧帳簿（記載事項：所在・地番・課税地目・課税地積・評価額・市街化区分）
 - ★家屋価格等縦覧帳簿（記載事項：所在・地番・家屋番号・構造・用途・課税床面積・評価額・建築年）
- **縦覧できる人** 市内に所在する土地または、家屋を所有している納税義務者と同居の親族・納税管理人・納税義務者の委任を受けた代理人。
なお、土地だけを所有している人

は土地の縦覧帳簿のみ、家屋だけ所有している人は家屋の縦覧帳簿のみご覧になります。
● **手数料** 無料
● **持参していただくもの** 納税義務者であることが証明できるもの（運転免許証等）

また、代理人が縦覧される場合は、納税義務者と代理人の押印がある委任状（法人の場合は、委任状に代表者印を押印したもの）が必要です。
● **問合せ先** 税務課課税グループ（☎38・5806）まで。

岩倉市文化協会春の作品展を開催します

岩倉市文化協会では、春・夏・秋・冬の4回にわたって四季を感じさせる作品展を開催します。今回春の作品展は加盟団体より、岩倉市書道連盟、岩倉市茶華道連盟が日ごろの活動の成果を発表します。ぜひお立ち寄りください。

【岩倉桜まつり協賛 岩倉市書道連盟小品展～春をテーマに～】

- **とき** 3月31日（月）午前9時～4月6日（日）午後3時



【岩倉市茶華道連盟～春も盛り 野山の花を いけ花に～】

- **とき** 4月7日（月）午前10時～12日（土）午後3時
- **ところ** 市役所2階市民ギャラリー
- **問合せ先** 生涯学習課生涯学習グループ（☎38・5819）まで。



PR大使 いーわくん



織田伊勢守信安公・ 山内一豊公追悼会を 行います

戦国時代に岩倉城主として尾張地方の北半国を支配していた織田伊勢守信安公と、その家老であった山内盛豊を父にもつ山内一豊公をしのんで、ゆかりの誓願寺で追悼会を開催

します。

どなたでも参加していただけますので、お出かけください。

●とき 4月5日(土)午前9時30分～

●ところ 誓願寺(下本町) 織田伊勢守信安公墓前

※追悼会終了後、神明生田神社山内一豊公誕生地碑前で献花を行います。併せてご参加ください。

●問合先 生涯学習課生涯学習グループ(☎38・5819)まで。

平成26年度の年金出 張相談日をお知らせ します

日本年金機構一宮年金事務所職員による年金出張相談を、奇数月の第1水曜日に開設します。厚生年金、国民年金を含めた年金全般の相談や手続きができます。ぜひ、ご利用ください。

ださい。

ただし、混雑時には相談の受付を制限させていただく場合があります。また、相談内容によって、具体的なお話ができない場合がありますのでご了承ください。

●とき 5月7日(水)・7月2日(水)・9月3日(水)・11月5日(水)・平成27年1月7日(水)・3月4日(水)、午前10時～正午、午後1時～3時

●ところ 市役所1階市民相談室

●持ち物 年金手帳、年金証書、印鑑、代理の場合は委任状。請求手続き等の場合は、あらかじめ一宮年金事務所に必要なものをお尋ねください。

※市役所の市民窓口課でも、年金事務所への提出書類等についての問い合わせを行っています。ご本人の身分確認ができるものをご持参ください。年金に関する手続きは、一宮年金事務所または他の年金事務所で行うことができますのでご利用ください。

●問合先 一宮年金事務所(☎0586・45・1417)または、市民窓口課窓口グループ年金担当(☎38・5807)まで。

市民参加条例検討委員会の委員を募集します

市民参加条例検討委員会は、岩倉市自治基本条例で規定されている「市民参加と協働」と「住民投票」に関する条例の制定に向けて検討していくものです。

この委員会は、公募で選ばれた委員のほか、識見者、地域団体・市民活動団体の代表者、市職員で構成します。

- **会議** 平日の昼間 月1回程度
- **期間** 5月～平成27年3月（予定）
- **募集人数** 2人
- **報酬** 1回5,000円
- **応募資格** 市内に在住・在勤、または市内で公益的な活動を行っている人
- **応募方法** 応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、Eメールまたは持参にて提出してください。
応募用紙は企画財政課および市民活動支援センター（市民プラザ内）にあります。岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）からダウンロードすることもできます。
- **応募期間** 4月1日（火）～25日（金）（郵送の場合は、当日消印有効）
- **審査・結果** 応募内容を審査後、応募者全員に結果をお知らせします。
- **応募・問合せ** 企画財政課企画政策グループ（〒482-8686〔住所不要〕企画財政課
☎38-5805、FAX66-6100、Eメールkikakuzaisei@city.iwakura.lg.jp）

岩倉市自治基本条例では、協働によるまちづくりを推進するため、協働の仕組みとして、このように規定しています。

第10条 市民参加と協働 ～市民の参加の機会を保障～

議会と執行機関は

- ・市民が市政やまちづくりに参加ができるよう環境整備に努めます。
- ・市民の提案や意見を市政とまちづくりに反映させるよう努めます。

市民、議会と執行機関は

- ・対等な立場で連携・協力し、協働のための環境づくりに努めます。

第12条 住民投票 ～市民の意思を反映～

市長は

- ・市政に関する重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票が実施できます。

議会と市長は

- ・住民投票の結果を尊重します。

健康講座

食事の姿勢について

尾北歯科医師会岩倉支部

今回は生活の中で健康増進を図る方法について考えてみました。

食事の姿勢についてです。

食事は背筋を伸ばして行儀よく食べなさいとよく言われます。では姿勢が悪いと何故健康に良くないのでしょうか？ 例えば犬食いのような猫背は身体にどのような変化をもたらすのでしょうか。まず口の変化として、下の顎が前に出ます。上下の前歯が強く当たり奥歯の当り方は弱くなります。奥歯で食べ物を噛みこなし難くなるわけです。内臓は圧迫されたうえ、噛み潰されていない食べ物を消化するわけですから余分に負担がかかります。身体のために栄養を取るはずの食事が逆に負担になってしまいます。

それではどのような姿勢がいいのでしょうか。椅子での姿勢で説明し

ます（ただし、食事はコミュニケーションとしての役割もありますから一人で食べるときにやってみてください）。まず足の裏が床に着いた状態で親指がしっかりと床を押せる位置が大切です。親指を意識することは立った姿勢、歩く姿勢にも良い影響を与えます。そして鼻呼吸がしやすい位置に顎を引き、背筋を伸ばします。咀嚼運動は顎だけでなく全身を使う運動です。咀嚼運動中に頭は頷き様の運動をします。頭は5キログラムほどあり、それを支えるわけですから姿勢が悪いと身体に余分な負担が掛かります。良い姿勢で食事をするると体幹を支える背筋が活性化し、姿勢の安定化に役立ちます。次に食べ物を口に運びますが、なるべく少しの量にしましょう。この時、箸を持つ動作など、今行っていることを意識

し自分の動作とし思考の変化を観察してみましょう。食べ物を口に入れたら箸を置き咀嚼運動に集中してください。余計な事を考えずに食べ物の食感、味の変化、舌の動きなどに意識を集中しましょう。目を閉じれば視覚情報が遮断され咀嚼運動に集中できます。じっくり味わってください。もともと顔は魚のえらから発生進化していますから、よく咀嚼することはえらを動かすことと同じで顔の表情を作る筋肉が活性化し、循環と呼吸を助ける効果があります。とにかく余計な事を考えずに、今、確実に存在する動作を正しい姿勢で観察するのです。余計な事を考える暇もないことに気付きます。禅の食事作法は厳しいと言われますが、その姿には美しさがあります。今に集中し、雑念が無く、周囲と調和した

状態というのでしょうか、健康もそのような状態から生じるのではないのでしょうか。食事を通して皆さんが健康で美しくなることを願っています。



暮らしのガイド

催し



●視覚障害者のつどい

視覚障害者の社会参加を目的に「視覚障害者のつどい」を次のとおり開催します。

▼とき 4月19日(土)午前10時～正午

▼ところ ふれあいセンター 3階視聴覚室兼研修会議室

▼内容 視覚障害者の市福祉制度説明、情報交換・交流など

▼その他 視覚障害者のご家族の人もぜひお越しください。

▼問合せ 介護福祉課障害福祉グループ(☎38・5809)

●みどりの家 ミニミニコンサート

4月は、名古屋芸術大学の卒業生と在校生で構成さ

れ、活動開始から10数年のブラスアンサンブルの演奏をお届けします♪いろいろな構成の金管アンサンブルの響きをお楽しみください♪ 入場無料。

▼とき 4月20日(日)午後2時～

▼ところ みどりの家ふれあい交流ホール

※駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。

▼出演 天神山ブラスアンサンブル

▼曲目 プレムル「ディベリテイメント」、ビンジ「コルネットカリヨン」、ゲデイク「コンチエルトエチュード」ほか

▼問合せ 地域交流センターみどりの家(☎66・6700)

●ソフトテニス大会

岩倉市ソフトテニス協会では、第77回市民ソフトテニス大会を開催します。

▼とき 4月20日(日)午前10時～(午前9時受付開始)

※雨天予備日27日(日)

▼ところ 野寄テニスコート

▼種目 男女別ダブルス

▼参加資格 市内在住・在学・在勤の人(高校生以上対象)

▼参加費 1人500円

▼申込方法 当日、会場で受け付けます。

▼問合せ 岩倉市ソフトテニス協会小池(☎37・1878)

●4コートバレーボール大会

岩倉スポーツクラブでは4コートバレーボール大会を開催します。

4コートバレーボールは、十字に張ったネットをはさんで、4つのチーム(1チーム4人)がボールを打ち合うゲームです。基本的なルールはバレーボールと同じです。ボールはビーチボールを使用しますので、誰でも手軽に楽しめるスポーツです。

皆で楽しく気持ちのよい汗をかいてみませんか。

▼とき 5月17日(土)午前9時～正午

▼ところ 総合体育文化センターアリーナ

▼参加費 1人300円(保険料含む)

※会員は100円

※電話での受け付けは不可

住宅型有料老人ホーム

イケア小牧

ご入居受付中

三ッ淵小学校より東へ約100m

サカイ創建グループ

株式会社 **イケア**

リハビリ対応

デイサービス まごころ

ご利用受付中

お問い合わせ・ご相談

☎ 0568-42-6722

<http://www.ii-care.co.jp>

外国人講師

英会話

未就園児からシニアまで

ABCイングリッシュハウスは、ココがイイ

- レベル別・少人数制
- とってもお値打ち月謝制(6,300円～)
- 振替レッスン可能
- 児童英検会場校
- 英検準会場校

無料体験レッスン随時受付中!!

ABCイングリッシュハウス

■本校/犬山校 犬山市松本町1-117 熊沢ビル3F フリーコール
■岩倉校 岩倉市栄町2-30 水野ビル1F 0800-170-8686

プライベートレッスン

ひよこ(未就園児)・幼児
小・中学生・高校生・フォニックス

大人
日常英会話・トラベル・TOEIC・ビジネス・シニア

岩倉市役所
ABCイングリッシュハウス
サックス
大文芸館
サックス
大文芸館

広告

広告

市民スペース情報

●生涯学習センターギャラリー

【ふすま 作品展示】

▶とき 4月4日(金) 午前11時～10日(木) 午後7時

▶問合せ 浅田 (☎38-6404)

●市民スペースに関する問合せ 生涯学習課生涯学習グループ (☎38-5819)

- ▼募集チーム数 10チーム
- ※1チーム4人
- ▼対象 市内在住・在勤の小学3年生以上
- ▼持ち物 屋内シューズ、汗ふきタオル、水筒など
- ▼その他 けが等の応急処置はしますが、保険手当以上の治療は個人負担となります。
- ▼申込期限 5月11日(日)(先着順)
- ▼申込・問合せ 岩倉スポーツクラブ事務局(総合体育文化センター内) ☎66・2222

●こころの居場所「あみ〜い」



「あみ〜い」は、心が疲れているなあと感じている人や、家から一歩踏み出したい人が、無理なくゆるやかに参加できる場所です。精神障害者家族会、ボランティアの人たちにより開催されています。自分のペースで、自由にゆったりご参加ください。

▼とき 毎月第1・第3金曜日、午後1時30分～4時(祝日は除く)

▼ところ ふれあいセンター12階・多目的ホール(和室)

▼参加費 100円(お茶菓子代)

▼問合せ 介護福祉課障害福祉グループ(☎38・5809) または、社会福祉協議会(☎37・3135)

募集



●岩倉市いきいき介護サポーター

市では、昨年7月から高齢者が介護保険施設等で「介護サポーター活動」を行い、その活動実績に応じた「たまったポイント」を換金できる「岩倉市いきいき介護サポーター制度」を実施しており、すでに20人以上の人が活動をしています。

▼目的 この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者が、介護サポーター活動により地域への貢献活動などに参加していただき、高齢者自身の介護予防に資するとともに、ささえ合うすこやかな長寿社会をめざしています。

▼ポイントの換金 1時間の活動で1スタンプ、1スタンプを1ポイントに換算し1日2ポイント、年間50ポイントを限度とします(1ポイントを100円に換算し、年間5千円を上限

に翌年度換金します)。

▼主な活動内容 レクリエーション等の指導・参加支援、お茶出し・配膳・下膳などの手伝い、散歩・外出施設内移動の補助、行事等の手伝い、話し相手など

▼介護サポーター登録 社会福祉協議会で介護保険被保険者証を提示し介護サポーター登録の申請をしてください。その後、「岩倉市いきいき介護サポーター手帳」を受け取り、活動先の紹介を受けてください。

▼対象者 市内在住の65歳以上(岩倉市介護保険第1号被保険者)で、ポイント換金時に介護保険料の滞納などがない人。

▼その他 介護サポーター活動についての簡単な講習を受けていただきます。また、年間4000円の損害保険に加入していただきます。

▼登録・問合せ 社会福祉協議会(☎37・3135)



今にゆとり

掛金は、全額所得控除で税金がおトク。

自営業・フリーランスの味方です。

愛知県国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。
平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。

〒460-0008
名古屋市中区栄2-10-19
名古屋商工会議所ビル9F

<http://www.aichikin.or.jp>
フリーダイヤル
☎0120-43-63-73

広告

白内障・緑内障検診 眼鏡処方 小牧山アピタ南隣 P有

小牧平田眼科

日本眼科学会 眼科専門医 医学博士 久田 廣次

〒485-0046 小牧市堀の内4丁目52-1

TEL(0568)74-6638

■診療時間 △:土曜 午後2:00～午後4:00

時間	日	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	○
午後3:30～6:30	○	○	○	△	○	○	△

■休診日 日曜・祝日・水曜午後
■診療科目 眼科・小児眼科

平田眼科



広告

空手道連盟

名 称	会 場	と き	会 費	対 象	募集	指導者	申込先
北空手道	総合体育文化センター	水・金曜日 午後6時30分～9時	入会金 2,000円 月 1,000円	一般 小・中・高校生	多数	太田勝己 田中伸行	会場で受け付け
五条川空手道	五条川小学校体育館	月・水曜日 午後7時～8時30分	入会金 2,000円 月 1,500円	一般 小・中・高校生	多数	船橋茂樹 丹羽金昇	会場で受け付け
東新町空手道	岩倉団地集会所	月・木曜日 午後7時～9時	月 3,500円	一般 小・中・高校生	多数	村松真理子 大石 武	会場で受け付け
	東小学校体育館	金曜日 午後7時～9時					

バレーボール協会

団体名	会 場	と き	会 費	対 象	申込先
岩倉北バレーボール	市立体育館 (北小学校内)	土曜日 午後2時30分～4時30分	月 300円	婦人	会場で受け付け
岩倉南Vバレーボール	南小学校体育館	水曜日 午後7時～9時30分 土曜日 午後1時30分～4時30分	年 10,000円	婦人	会場で受け付け
岩倉東バレーボール	東小学校体育館	水曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	婦人	会場で受け付け
五条川バレーボール	五条川小学校体育館	土曜日 午後2時30分～5時	月 500円	婦人	会場で受け付け
曽野バレーボール	曽野小学校体育館	火・土曜日 午後7時～9時30分	月 600円	婦人	会場で受け付け
岩倉すみれバレーボール	総合体育文化センター	水曜日 午前9時30分～正午	月 800円	婦人	会場で受け付け
つくしバレーボール	市立体育館 (北小学校内)	土曜日 午後7時～9時30分	年 10,000円	婦人	会場で受け付け
岩倉FVI	市立体育館 (北小学校内)	月曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	高校生以上の女子	会場で受け付け
男子バレーボール岩倉	市立体育館 (北小学校内)	土曜日 午後零時30分～2時30分	年 1,600円	高校生以上	会場で受け付け

バドミントン協会

団体名	会 場	と き	会 費	対 象	申込先
北小バドミントン	市立体育館 (北小学校内)	火曜日 午後7時30分～9時30分	月 700円	小学5年生以上	会場で受け付け
東小バドミントン	東小学校体育館	月曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	小学5年生以上 (初心者歓迎)	会場で受け付け
五条川小バドミントン	五条川小学校体育館	土曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	小学5年生以上	会場で受け付け
曽野小バドミントン	曽野小学校体育館	木曜日 午後7時30分～9時30分	月 500円	小学5年生以上 (初心者歓迎)	会場で受け付け
南中バドミントン	南部中学校体育館	土曜日 午後7時30分～9時30分	月 700円	小学5年生以上	会場で受け付け
総体バドミントン	総合体育文化センター	木曜日午前9時～午後1時	月 1,000円	小学5年生以上	会場で受け付け
		土曜日午後7時～9時	月 1,000円		

岩倉市体育協会の会員を募集します

▶問合先 岩倉市体育協会事務局（生涯学習課スポーツグループ内 ☎ 38-5819）

名 称	会 場	と き	会 費	対 象	募集	指導者	申込先
ソフトテニス協会	野寄テニスコート	水・土・日曜日 午前9時～午後1時	入会金 2,000円 年 12,000円	高校生以上	多数	小池幸夫	会場で受け付け 小池幸夫 090-4447-3137
剣道連盟	岩倉中学校弘道館	月・金曜日 午後6時45分～9時30分	年 5,000円	中学生以上	多数	松岡良高 松下明房	会場で受け付け
	総合体育文化センター	土曜日 午後6時～9時					
居合道	岩倉中学校弘道館	水・土曜日 午後6時45分～9時30分	月 1,500円	小学校5年生以上	多数	松岡良高 松下明房	会場で受け付け
柔道会	総合体育文化センター	火・木・土曜日 午後7時～9時	入会金 1,000円 年 5,000円	高校生一般	多数	小林勝輝 鉄屋征志	会場で受け付け 小林勝輝 66-6922
サッカー協会	石仏スポーツ広場	第1・3土曜日 午前9時～午後5時 日曜日 午前9時～午後5時	年 12,000円	ジュニア一般 シニア	多数	服部光知哲	会場で受け付け
テニス協会	野寄テニスコート	土・日曜日 午前9時～午後5時	入会金 3,000円 月 800円	一般	多数	渡辺茂男	会場で受け付け
スキー部	未定	随時	入会金 1,000円 年 2,000円	一般	多数	長谷川雄一	長谷川雄一 090-1833-1028
山岳会	総合体育文化センター	例会・月2回 午後7時30分～9時	入会金 4,000円 年 6,000円	一般	多数	栗木洋明	加藤幸博 090-3445-0924
ゴルフ部会	小牧国際ゴルフクラブ	火曜日 午前9時～11時 水曜日 午後8時～10時	年 1,000円	一般	多数	山内幹夫	会場で受け付け 山内幹夫 37-1585
バスケットボール部	総合体育文化センター	土曜日 午後7時～9時	月 500円	一般	多数	山口有香	会場で受け付け

軟式野球・ソフトボール（男子・女子）を希望されるチームは、軟式野球（事務局）大野正昭（☎57-0205）、ソフトボール（事務局）小島保光（☎37-0472）までご連絡ください。

卓球協会

名 称	会 場	と き	会 費	対 象	募集	指導者	申込先
北小卓球	市立体育館 (北小学校内)	木曜日 午後7時30分～9時30分	年会費 一般 6,250円 65歳以上 5,400円 高校生 5,250円 小・中学生 2,500円	一般 高校生	多数	谷 正明	会場で受け付け
東小卓球	東小学校 体育館	日曜日 午前9時～正午		高校生 一般	多数	曽我金作	会場で受け付け
				小・中学生		八尾 弘	
五条川小 卓球	五条川小学校 体育館	金曜日 午後7時30分～9時30分		一般 高校生	多数	久村幸則	会場で受け付け
南中卓球	南部中学校 体育館	水曜日 午後7時30分～9時30分		一般 高校生	多数	村瀬正男	会場で受け付け
ママさん 卓球	総合体育 文化センター	木曜日 午前9時～正午		婦人	20人	小林啓子	会場で受け付け

●いわくら少年少女合唱団第21期生

いわくら少年少女合唱団では、第21期生を募集します。

当合唱団は、平成6年7月に結成され、現在16人の団員がいます。

市民音楽祭や愛知県少年少女合唱連盟合唱フェスティバルへの出演、市内施設での演奏など多彩な活動を展開しています。

歌の好きな人、私たちと一緒に楽しく歌いませんか。入団をお待ちしています。なお、申し込みには保護者の同意が必要です。

●参加資格 小学校1年生から高校3年生までの児童、生徒で定例の練習日に参加できる人。

●入団説明会 5月10日(土)午後1時30分～きらきら広場(南小学校内)

●練習が見学できます

●とき・ところ 4月5日(土)午後1時30分～3時30分・きらきら広場、4月12日(土)・26日(土)午後1時30分～3時30分・みどりの家

●定例練習 毎週土曜日
★第1・3土曜日：午後1

時30分～3時30分・きらきら広場
★第2・4土曜日：午後1時30分～3時30分・みどりの家

●費用等 入団金1千円、団費月額1千500円、制服費与料月額2千円(他に楽譜代などが必要となります)

●今年度の主な予定

★8月29日(金)愛知県少年少女合唱連盟第18回合唱フェスティバル出演

★11月2日(日)第43回市民音楽祭参加

★12月20日(土)、21日(日)市民ミュージカル2014「インセクツ・ワールド」ファールブル昆虫記より」出演

●問合せ先 ピアゴ岩倉店西隣井上皮膚科(☎37・2100)または、生涯学習課生涯学習グループ(☎38・5819)

●図書館人形劇フェスティバル実行委員(ボランティア)

図書館では、毎年人形劇フェスティバルを開催しています。

本年は9月13日(土)に予定

していますが、その企画・運営に携わっていただく実行委員を募集します。

主な活動内容は、人形劇フェスティバルのPR、子ども手づくりコーナーの企画、当日の会場運営などです。フェスティバルまでに1・2回程度集まっています。

●応募方法 4月15日(火)までに図書館までご連絡ください(電話可)。

●問合せ先 生涯学習課図書館グループ(☎37・6804)



●希望の家 リトミック体験教室

リトミックとは、音楽で楽しく遊びながら、子どもたちの持っているあらゆる能力を引き出すための教育です。お母さんの育児ストレスの解消にも効果があります。

バイオリンとピアノの音色でふんわりリトミック。赤

ちゃんから。

●とき 4月18日(金)午前10時～

●講師 川口真由美(トランプクラブ代表)

聴いて感じて楽しんで、音楽の引き出しをいっぱいにできる親子リトミック。

●とき 4月24日(木)午前10時～

●講師 谷津倉えり(リスキッズ代表)

※詳細は、両教室とも次のとおりです。

●定員 各日程15組

●対象 乳幼児とその親

●参加費 無料

●ところ 希望の家研修室

●申込・問合せ先 希望の家(☎37・4191)

●ポールウォーキング教室

最近の新しいウォーキングスタイルに「ポールウォーキング」が注目されています。

専用ポールを持って歩くことで、正しい姿勢のまま歩幅を広げてバランスよく歩けるようになります。腰や膝への負担も軽減されます。

また、上半身も積極的に動かすことで、ウォーキングに比べて、消費エネルギーが増えます。

この「ポールウォーキング」を地域に広めるために3カ月間の講習会を開催します。

●とき 4月25日、5月2日・9日・16日・23日・30日、6月6日・13日・27日・7月4日・11日・18日(12日間、すべて金曜日) 午前9時30分～11時30分

●対象 次の①～③全てに該当する人
①12回の教室すべてに参加できる人
②医師による運動制限のない人
③教室終了後もポールウォーキングを続けられる人

●ところ 総合体育文化センター多目的ホール

●講師 長谷川弘道さん(健康運動指導士)

●持ち物 運動のできる服装、タオル、水分、運動靴(室内用・屋外用)

※講習会時のポールは、無料で貸し出します。ご希望の人は、申し込み時にお申し出ください。

●定員 30人

●申込期間 4月2日(水)～18日(金)(先着順)

18日(金)(先着順)

▼**申込方法** 保健センターで受け付けます（電話可）。
▼**その他** 3カ月間の講習会終了後は、五条川沿いで継続してウォーキングをする予定です。その際に必要なポールは、各自でご用意ください。
▼**申込・問合先** 健康課指導グループ（保健センター内） ☎37・3511

●科学クラブ岩倉

理科実験やモノづくりを通して科学の面白さを体験する講座です。

▼内容・とき

★光のふしぎ 5月18日（日）、6月15日（日）、7月13日（日）

★真夏に雪を作ろう 8月10日（日）

★電動紙飛行機の製作 9月14日（日）

★圧電クリスマスツリーの製作 10月26日（日）、11月16日（日）

★オルゴールこま作り（電子工作） 12月14日（日）

★簡易台の製作 平成27年1月18日（日）

☆ガチャでジャイロこま 平成27年2月15日（日）

※時間は午前9時30分から

11時30分

▼**ところ** くすのきの家

▼**対象** 小学校3年生以上（保護者同伴可）

▼**定員** 15人（先着順）

▼**受講料** 年会費1千円と材料費（講座毎に500円または、1千円）

▼**申込方法** はがきに氏名・学年・保護者氏名・住所・電話番号・Eメールアドレスを記入のうえ申し込んでください。

▼**主催** 理科サークルユリイカ

▼**後援** 岩倉市教育委員会

※★は（独）国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」、☆は岩倉市市民活動助成金「いわくらサイエンスクラブ」として助成されています。

▼**申込・問合先** 理科サークルユリイカ宇都宮貞文

〒481・0006 北名古屋 古屋市熊之庄3122

☎・FAX 0568・22・0389



●「あいち健康プラザ」体験学習

県の健康づくりの拠点施設である「あいち健康プラザ」で健康度をチェックし、健康づくりのための運動指導を受けてみませんか。

▼**とき** 5月22日（木）午前9時（出発）～午後4時30分（帰着予定）

▼**ところ** あいち健康プラザ（知多郡東浦町）

▼**行程・内容** 下表のとおり

▼**集合・解散場所** 市役所

※市中型バス（公用車）で送迎します。

▼**対象** 市内在住の18歳以上で医師から運動制限の指示のない、この体験学習に参加したことがない人

▼**募集人数** 30人

※募集人数を超えた場合は抽選とし、当選された人には4月30日（水）までにお知らせします。

▼**参加費** 410円（健康度評価簡易コース利用料）

▼**持ち物** 運動できる服装・室内運動靴・タオル・水分補給用の飲み物

▼**申込期間** 4月2日（水）～

18日（金）

※はがきの場合は、当日消印有効。
▼**申込方法** 保健センターにお申し込みください（電話・郵送可）。グループでの申し込みは2人までです。はがきの場合は、「あいち健康プラザ申込」と書き、①氏名②性別③年齢④郵便番号・住所⑤電話番号を記入してください（1枚

につき2人までとし、全員の①～⑤を記入してください）。
▼**その他** 昼食は各自で用意（プラザ内に飲食店あり）有料施設等の利用は各自負担
▼**申込・問合先** 健康課指導グループ（保健センター内） 〒482・0024 旭町1・20 ☎37・3511

行程・内容

9:00	市役所出発（市中型バス利用）
10:00 ～12:30 （2時間30分）	あいち健康プラザ 【健康度評価簡易コース】 ①身体測定（身長・体重・血圧・腹囲） ②生活習慣チェック（生活習慣問診） ③体力チェック ★59歳以下…踏み台昇降・長座体前屈・上体起こし ★60歳以上…10m歩行・長座体前屈・握力・開眼片足立ち ④説明
12:30 ～13:30	昼食（各自）
13:30 ～14:30 （1時間）	ロコモティブシンドローム予防と運動～運動実技指導～ ＜講師＞あいち健康プラザ職員
14:30 ～15:30	施設見学（各自） ※健康科学館（有料）・健康情報館・温泉（有料）・ウォーキングコース等があります。近くにJAあぐりタウン「元気の郷」もあります。
15:30	あいち健康プラザ出発
16:30	市役所帰着予定

介護予防教室
楽しく頭と身体を動かそう！(くらぶグッパ)

地域包括支援センターでは地域にお住まいの高齢者の皆さんが、いつまでもいきいきと元気に生活していけるようお手伝いをしています。

あなたもいきいきと元気に暮らすためのノウハウを楽しく学んでみませんか？
体力などに自信がなくなってきた人もそうでない人も皆さんお気軽にご参加ください。申し込みの必要はありませんので、直接会場にお越しください。

▼ところ・とき
★第四児童館：毎月（8月は除く）第2木曜日、午前10時～11時30分
★さくらの家：毎月第4水曜日、午後1時30分～3時

★ふれあいセンター：毎月第4木曜日、午前10時～11時30分
▼対象 市内在住の高齢者
▼内容 自宅でできる簡単な体操・脳を刺激する頭の体操・レクリエーションなど

▼申込み・問合せ先 地域包括支援センター（☎38・0303）



▼持ち物 上履き・水分補給用の飲み物
※動きやすい服装でご参加ください。
▼申込・問合せ先 地域包括支援センター（☎38・0303）

犯罪にあわない 犯罪を起させない 犯罪を見逃さない
●春の安全なまちづくり県民運動4月1日（火）～10日（木）

昨年、愛知県は、住宅対象侵入盗の発生件数が全国ワースト1位となり、自動車盗などの被害も多く発生しました。

犯罪被害にあわないためには、一人ひとりが日ごろから防犯意識を持ち、身近な対策を実践していくことが大切です。
運動の重点
★住宅を対象とした侵入盗の防止
★子どもと女性が被害者と

なりやすい犯罪の防止
★自動車関連窃盗および自転車盗の防止
★振り込め詐欺の被害防止
▼問合せ先 愛知県県民生活部地域安全課（☎052・954・6176）

ストップ・ザ交通事故
高めようモラル守ろうルール
●春の全国交通安全運動4月6日（日）～15日（火）

新しい年度を迎え、新入学児童や新社会人が、通学や通勤で新たな交通行動に参加することとなり、不慣れな環境の下での交通事故の発生が心配されます。

また、この時期は気候もよくなり、高齢者が朝夕の散歩などで外出する機会が増えるとともに、歓送迎会や花見のシーズンでもあり、飲酒の機会が増えることなどから、高齢者や飲酒運転による交通事故の発生も心配されます。

愛知県では交通事故死亡事故全国ワースト1という不名誉な記録が続いています。一人ひとりがルールを守り、交通事故を起こさない、起こさせないよう心がけま

しょう。
重点実施項目
★自転車の安全利用の推進
★全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
★飲酒運転の根絶
▼問合せ先 江南警察署交通課（☎56・0110）

●愛知県立名古屋盲学校教育相談

見えにくい、見えないことで困っているお子さんの生活や学習についてお気軽にご相談ください。相談は無料です。

▼対象 乳幼児、小学生、中学生、高校生

▼ところ 愛知県立名古屋盲学校

▼とき
★乳幼児：月曜日午前10時～11時30分、水曜日午後1時45分～2時20分

★小学生：火・水曜日午後3時50分～4時50分（隔週）
★中学生・高校生：水曜日午後1時30分～3時30分

※時間は調整します。
※高校生は電話申し込み時に調整します。

▼申込方法 随時受け付けられています。電話で申し込み

てください。
▼申込・問合せ先 愛知県立名古屋盲学校教頭、小野田明好、コーディネーター代表飯田康（視覚障害支援センター）名古屋市中千種区北千種一丁目8・22 ☎052・711・0009

●尾張市町交通災害共済平成26年度の加入申し込みはもうお済みですか？

ただいま加入申し込み受付中です。交通災害共済は、加入された会員が交通事故でけがや死亡された場合に、交通災害の程度に応じて見舞金をお支払いする制度です。

▼加入資格 岩倉市の住民基本台帳に記録されている人

▼会費 一人年額500円（9月30日以降に加入の申し込みをされる場合は、一人300円）

▼共済期間 加入日の翌日～平成27年3月31日

▼加入申込方法 平成25年度に加入された世帯へは申込書がすでに郵送されています。指定の取扱場所まで費を添えて申し込みをして

ください。

新規で加入される場合は、市民窓口課で受け付けます。

★取扱場所

・市民窓口課
・いちいち信用金庫愛北営業部・岩倉支店

・愛知北農業協同組合岩倉支店・岩倉西支店

・中京銀行岩倉支店

・名古屋銀行岩倉支店

・十六銀行岩倉支店

・愛知銀行岩倉支店

(三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行「郵便局」での取り扱いはできません)

▼**会費の公費助成** 市では、お年寄りや障害のある人の交通災害共済会費を助成しています。会費を市が負担して加入しますので、対象となる人はご自分で手続きをする必要はありません。

▼**公費助成対象者** 平成26年4月1日現在、岩倉市の住民基本台帳に記録されている人で次のいずれかに該当する人です。

★75歳以上（昭和14年4月2日以前生まれ）の人

★身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人

▼**対象となる交通事故** 自動車、バイク、自転車による人身事故

▼**申込・問合先** 市民窓口課窓口グループ（☎38・5807）

●**狂犬病予防注射を受けるようにしましょう**

狂犬病とは…

狂犬病は、咬傷などから侵入したウイルスにより神経が侵される病気で、発症すればほぼ100%死に至る恐ろしい病気で、現代の医学をもってしても有効な治療法はありません。日本では昭和32年以来国内で狂犬病にかかった犬の発生を見ていませんが、平成18年には2人がフィリピンで咬まれ、国内で発症し、死亡しています。また世界保健機構によると、外国では年間約5万5千人が狂犬病で死亡していると報告されています。海外との交流が容易になった昨今、日本国内で狂犬病が発生する危険性は十分に考えられます。

▼**予防するには…**

この恐ろしい狂犬病ですが、有効な治療法は現在のところ確立されていません。ですから、感染しないようにするために犬にワクチンを接種させ、免疫をつけ

させるしかありません。日本では、狂犬病予防法により飼った犬に狂犬病予防注射をすることが義務付けられています。生後90日を過ぎたら必ず犬の登録と狂犬病予防注射をしてください。

▼**集合注射の案内**

市では下表のとおり狂犬病予防集合注射を行います。日時と場所を確認のうえ、最寄りの会場にお越しください（状況によって予定時間より遅れる場合があります）。狂犬病予防注射のお知らせはがきが、登録されている飼養者あてに送付されますので、注射会場に必ず持参してください。記載内容に誤記、変更等がありましたら、内容を訂正して持参してください。問診票は飼養者の人が必ず記入してください。また、事故防止のため、会場へは飼い犬を制御できる人がお連れください。犬のふんは飼養者の責任でもって始末するようにしてください。

▼**注射料金** 注射料金は1頭3千400円です（内訳：狂犬病予防注射料金2千850円、狂犬病予防注射済票交付料550円）。登

録されていない犬は別途犬の登録手数料3千円が必要です。釣銭のいらぬようにお願いします。

※今年度から注射料金が変更となっています。ご注意ください。

▼**狂犬病予防注射済票の交付** 個別に動物病院で狂犬病予防注射を受けられた場合は、狂犬病予防注射済票の交付が受けられないことがあります。その場合は、獣医師発行の狂犬病予防注射済証明書をお持ちになり、環境保全課へお越しください（狂犬病予防注射済

票交付料550円が必要です。また、犬が病気や高齢などの理由で予防注射が受けられないときは、獣医師発行の「狂犬病予防注射猶予証明書」を環境保全課へ提出してください。

▼**変更の届け出** 登録後、犬が死亡した場合や、犬の所在地・飼養者など登録事項に変更があった場合は、手続きが必要になりますので、環境保全課までご連絡ください。

▼**問合先** 環境保全課環境グループ（☎38・5808）

実施日	実施会場	時間
4月14日（月）	石仏会館	午後 1:00～1:35
	八剣会館	午後 1:55～2:30
	東町会館	午後 2:50～3:15
4月15日（火）	大矢公園	午後 1:00～1:20
	大上市場会館	午後 1:40～2:20
	西市町新いづみ公園	午後 2:40～3:05
4月16日（水）	大山寺町生田明神社	午後 1:00～1:25
	曾野町公会堂	午後 1:45～2:10
	大市場町公会堂	午後 2:30～2:55
4月17日（木）	北島町公会堂	午後 1:00～1:40
	野寄町公会堂	午後 2:00～2:25
	川井町白山社	午後 2:45～3:10
4月18日（金）	大地町坂折社	午後 1:00～1:40
	稲荷町稲荷社	午後 2:00～2:25
	下本町神明生田神社	午後 2:45～3:10
4月25日（金）	八剣会館	午後 1:00～1:30
	稲荷町稲荷社	午後 1:50～2:20
	下本町神明生田神社	午後 2:40～3:10

愛知県後期高齢者医療制度の協定保養所利用助成事業

被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します（4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用できます）。

場所	協定保養所名	電話番号
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康プラザ	0562-82-0235
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100

ご利用方法

利用される人は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および、利用カード（初回利用時に交付）を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

▶**問合せ** 愛知県後期高齢者医療広域連合給付課（☎052-955-1205）まで。

●献血にご協力ください

市民の皆さんには、年間を通じて献血にご協力をいただきたいと思います。

春先は気候の変化に伴い体調を崩す人が多く、献血者が減少して血液が不足がちになります。

輸血用血液の安定的な確保のために皆さんのご協力をお願いします。

▼**とき** 4月5日（土）

▼**ところ** 八剣憩いの広場
五条川河畔

▼**受付時間** 午前10時～11時30分、午後1時～4時

▼**問合せ** 岩倉市献血推進協議会（社会福祉協議会内）
☎37・3135

●サラ金および悪質商法の相談料を補助します

気軽にお金を借りられることから、サラリーマン金融（サラ金）の利用に関するトラブルが起きています。トラブルが起きる前に、

できる限り早く法律の専門家に相談することが大切です。

岩倉市では、愛知県弁護士会が開設している「サラ金・クレジット被害相談」（初回の相談料は無料。2回目の相談料を補助します）と「消費生活相談」に相談された場合に、相談料の5,250円を補助しています。

補助を受けるには、事前に市民相談室で相談を受ける必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

●**問合せ** 市民相談室（☎38・5822）

●適応指導教室「おおくす」を開設します

岩倉市教育委員会では、学校生活への適応が困難で、不登校およびその傾向にある市内に在住の児童・生徒を対象に、適応指導教室「おおくす」を開設しています。

「おおくす」では、個に応じたさまざまな活動を通じて規則正しい生活リズムを取り戻し、心の居場所を確保するとともに、再び学

校へ戻る活力や社会に適応して生きる力を身につけることができますよう支援しています。詳細については、直接適応指導教室または、学校教育課へおたずねください。入室については協議後に決定します。

▼**開設日** 月～金曜日（祝祭日を除く）午前9時～午後3時

▼**ところ** 適応指導教室（中本町西出口15・1くすのきの家2階）

▼**入室方法** 在籍する学校や適応指導教室、学校教育課と相談のうえ、在籍する学校を通して入室の申し込みを行っていただきます。

申込用紙は市内小中学校、学校教育課、適応指導教室に備え付けてあります。

▼**問合せ** 適応指導教室（☎38・0300）または、学校教育課学校教育グループ（☎38・5818）



個人住民税の特別徴収についてお知らせします

市では、個人住民税の特別徴収義務者の指定推進に取り組んでいます。地方税法の規定に該当する事業所につきましては原則全ての事業所を特別徴収義務者に指定します。

個人住民税とは

個人の市民税と県民税を合わせた呼称です。個人住民税は私たちの日常生活に関わる、県や市町村の仕事である、福祉、保健、教育、ごみ、消防、道路などの費用を住民が分担しあう性格の税金で、地域社会を支える会費のようなものです。

特別徴収とは

事業所が従業員に支払う給与から毎月個人住民税を天引きし、従業員にかわり市町村に納める方法です。

給与から天引きする金額は、年税額と各月ごとの金額が記載された「特別徴収税額通知書」を5月末までに事業所に送付します。事業所の担当者が所得税のように税額を計算する必要はありません。

特別徴収義務者の指定

地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、原則として特別徴収義務者に指定されます。

特別徴収の対象となる人

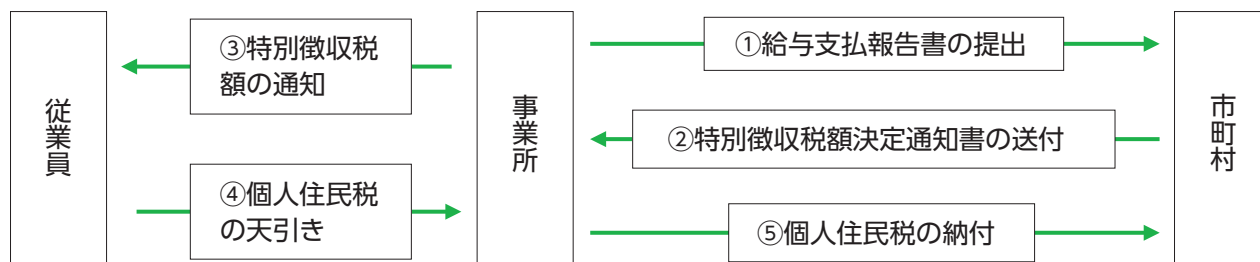
前年に給与所得があり、その年の4月に雇用されていて毎月の給料が支給される見込みの人であれば、正規雇用だけでなく非常勤、パートなどの人であっても特別徴収の対象となります。

納入時期

6月から翌年5月までの年12回の給料から天引きし、翌月の10日（10日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）までに納入していただきます。

なお、従業員が常時10人未満の事業所は、納期の特例の制度を利用することができます。これは申請をして、市長の承認を受けることで、6月から11月分を12月10日まで、12月から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入するというものです。

特別徴収の流れ



※給与収入がある人へのお知らせ

お勤めの会社で給与以外に収入（2カ所以上の会社での給与、不動産所得、譲渡所得など）のある人は、住民税額のうち、主たる会社での給与以外の収入に係る部分の税額を給与天引きではなく、自分で納付することができます。希望される人は申出書を提出していただく必要があります。4月16日（水）までに税務課課税グループへ提出をお願いします（既に確定申告書で希望を記入済みの人は除きます）。

※申出書については、岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）からダウンロードできます。また、市役所2階税務課でも配布します。

▶**問合せ** 税務課課税グループ（☎38-5806）

予約の多かった本 （1月～2月）

- ①昭和の犬 (姫野 カオルコ)
- ②ペテロの葬列 (宮部 みゆき)
- ③恋歌 (朝井 まかて)

※その他の新着図書については、図書館ホームページをご覧ください（ホームページから貸出中の図書の予約ができます）。

★親子で学ぶはじめての書道 石飛 博光 監修

★なぞなぞフツフツ 武田 美穂 作

★児童新着図書 和田 高士 監修

★ちよっと心配な健康診断の数値がすぐにわかる本 和田 高士 監修

★約束の海 山崎 豊子 著

★一般新着図書

新着図書のご案内

図書館ニユース

図書館（☎37-6804）

（4月は毎週月曜日と月

末日がお休みです）

●多重債務者相談

NPO法人「クレサラあしたの会」による多重債務者のための生活再建相談所を開設しています。

▼とき 毎月第3木曜日 午後1時～4時(4月17日・5月15日・6月19日)

▼ところ 市役所1階相談室

▼相談員 NPO法人「クレサラあしたの会」の司法書士、ボランティアスタッフ

▼主な相談内容 クレジット

トサラ金返済問題解決、借入に頼った生活の見直し、借入金の法的整理後の生活再建支援、ヤミ金など

※相談の際には契約書等の借入のわかる書類をお持ちください。相談による家族、個人の秘密は厳守しますの

で、安心してご相談ください。

※相談料は無料です。

※予約優先で行っています。

▼予約・問合せ先 クレサラあしたの会(☎080・3289・7704)

★不用品データバンク★

ご家庭で眠っている不用品の有効利用と、むだのない消費生活のために不用品データバンクをご活用ください。

なお、物品のやりとりは、当事者間で話し合ってください。

登録物品(2月27日現在)

▶譲ります(有償) オイルヒーター、幼児用スキーウェア、幼児用ヘルメット、幼児用手袋、自転車、ソフトコンタクト用消毒液、ベビー筆筒、電動自転車26インチ

▶あげます(無償) 手押し芝刈り機、ペット用キャリーバック、ベッド(3段ベッドの一番下)、子供用スキーウェア(上下)、子供用スキーウェア(上着のみ)、子供用フリース、和ダンス、机、整理ダンス、テレビ台、幼児用スノーブーツ

▶求めます オープントースター、ガスオーブン、家庭用ミシン、エアーガン、岩倉中学校野球クラブのユニフォーム、大人用三輪車、ベビー用チェア、岩倉中学校女子制服(冬服)、ベビー用の体重計、ワープロ、二段ベッド、炊飯ジャー(5.5合)、ノートパソコン(WindowsXP以降のもの)

岩倉市ホームページ(アドレス裏表紙参照)でも確認できます。

▶問合せ先 商工農政課商工観光グループ(☎38-5812)

市民相談

市民相談室(☎38-5822)

お気軽にご相談ください

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

■一般・消費生活相談

月～金曜日(祝日、振替休日を除く)

午前9時～午後4時

■消費生活専門相談

毎月第1～第4火曜日午後1時～4時

■法律相談(予約制…定員各6人)

4月8日(火)・23日(水)

午後1時～4時

※毎月1日(土・日曜日、祝日、振替休日は順延)午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

■登記相談

4月9日(水)午後1時～4時

■不動産相談

4月10日(木)午後1時～4時

■人権相談

4月11日(金)午後1時～4時

■行政相談

4月11日(金)午後1時～4時

■戦没者遺族相談

4月18日(金)午後1時～4時

■若者の就職相談会

4月25日(金)午前9時30分～正午

●心の相談電話 ☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でくよくよしていても何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶とき 毎週月曜日午前10時～午後4時(祝日、振替休日を除く)

Departamento de Informações

ポルトガル語情報コーナー

Não coloque nas ruas vasos de plantas em gerais

道路に植木鉢やプランターなどを置かないで
ください

Vaso de plantação é importante para o meio ambiente, e deixa fileiras de casas e lojas agradáveis.

Mas colocadas nas ruas (incluindo calçadas) se torna obstáculo, impedindo a passagem do trânsito.

Pedimos que não coloquem vasos de plantas nas ruas, porque o pedestre pode tropeçar, e também provocar acidentes de automóveis.

Informação (aviso) do Quartel do Corpo de Bombeiros

消防署からのお知らせ

Sobre a sirene do carro de bombeiros

Quando o carro de bombeiro entra em ação de emergência, não é somente em casos de incêndios. Mas também na mobilização de resgates em acidentes de trânsito, vazamento de óleo, mobilização de alertas, mobilização de auxílio da equipe de emergência, e outros. Quando houver esses tipos de mobilizações tocara somente o som da sirene 「UOO-UOO」. E em casos de incêndios tocará o som de ambos, da sirene e do sino de alarme 「UOO-UOO-KAN,KAN」 diferenciando o tipo de mobilização, portanto quando ouvir 「som da sirene não confunda deduzindo que seja FOGO!」.

Não estacione nas proximidades de hidrantes, reservatórios de água, etc

Os hidrantes e reservatórios de água, são utilizados nas operações de combate ao fogo pela equipe do corpo de bombeiro em casos de ocorrência de incêndios. Solicitamos para não estacionar nas proximidades destes locais.

Vacina preventiva da BCG

BCG予防接種

Aplicar a vacina antes de completar 1 ano de idade.

Dia 3 (qui), 17(qui) de março - recepção a partir das 13:00 as 14:00.

※Leve sem falta a caderneta materno-infantil (Boshi techo).

Exame de saúde para criança

乳幼児健康診査

Exame de saúde para crianças:

★Exame de saúde para bebês de 4 meses...Dias 1(ter) e 24 (qui) de março, recepção a partir das 12:45 as 13:30.

★Exame de saúde para crianças de 1 ano e 6 meses...Dia 15(ter) de março, recepção a partir das 12:45 as 13:30.

★Exame dental para criança de 2 anos...Dia 11 (sex) de março, recepção a partir das 12:45 as 13:30.

★Exame dentário para pais e filhos de 2 anos e 6 meses...Dia 14(seg) de março, recepção a partir das 12:45 as 13:30.

★Exame de saúde para crianças de 3 anos...Dia 8 (ter) de março, recepção a partir das 12:45 as 13:00.

Dia da coleta do lixo reciclável

分別収集の日

01/04(ter) ・ Yatsurugi Cho ・ Inoue Cho ・ Kamino Cho ・ Ishibotoke Cho

04/04(sex) ・ Sono Cho ・ Inari Cho ・ Taisanji Cho ・ Taisanjimoto Machi ・ Taisanjihon Machi ・ Gojo Cho ・ Daiichiba Cho

08/04 (ter) ・ Daichi Cho ・ Daichishin Machi ・ Chuo Cho ・ Minamishin Machi ・ Kawai Cho ・ Kitajima Cho ・ Noyori Cho

11/04(sex) ・ Higashishin Machi (Iwakuradanchi)

15/04(ter) ・ Nakahon Machi ・ Higashi Machi ・ Nakano Cho ・ Suzui Cho

Dia da coleta de papel velho e roupa usada

古紙と古着の日

01/04(ter) ・ Nakahon Machi ・ Higashi Machi ・ Nakano Cho ・ Suzui Cho

04/04(sex) ・ Shimohon Machi ・ Showa Cho ・ Asahi Machi ・ Sakae Machi 2 Chome ・ Shinyanagi Cho ・ Shinyanagi Cho 1 ku

08/04(ter) ・ Saichi Cho ・ Hon Machi ・ Miyamae Cho Sakaemachi1 Chome

12/04 (sab) ・ Higashishin Machi (Iwakuradanchi)

15/04(ter) ・ Yatsurugi Cho ・ Kamino Cho ・ Ishibotoke Cho

● Informações (☎ 38-5807)

Disponível intérprete em português

～平成26年度市民活動助成金対象事業のお知らせ～
市では、市民活動団体が実施する公益的な活動に対して助成しています。

「歌声喫茶 in Iwakura」で大いに歌いましょう

“歌声喫茶”は、団塊世代の皆さんの青春の思い出が詰まった特別な場所。

懐かしい映画を観て、青春に思いを馳せながら、楽しく声高らかに一緒に歌いませんか。

- とき** 4月29日（火・祝）午後1時～3時30分（受付：午後零時30分～）
 - ところ** 生涯学習センター研修室
 - 伴奏** アコーディオン（神谷肇さん）、岩倉ハーモニカクラブ、オカリナいぶきの会ほか
 - 参加費** 800円 歌集は200円で販売します。
 - チケット販売** 4月12日（土）からNPO法人MODSグリーンファーム事務所（三菱東京UFJ銀行岩倉支店東）で販売します（午前10時～午後3時）。
- ※当日券の有無は、下記までお問い合わせください。
- 問合先** 岩倉生涯学習市民の会井上（☎080-3060-7986）または、倉知（☎090-4267-2386）

さくらと さくよ ひとの花

『いわくら・ひと・さくら・まつり』開催します！

～ひとの花を咲かせましょう！ 年中咲いている花がある。今年も見えますひとの花！～

- 開催期間** 4月1日（火）～10日（木）
- “いわくら”の魅力ある団体やお店を“ひと”の“さくら”に見立て、まち歩きを楽しむ“まつり”です。市内のお店、農家、市民団体が、まちなかで「見る・聴く・食べる・買う・体験する」といったイベントを行います。
- イベント開催日・場所** 次の場所で配布するチラシでご確認ください。
 - チラシ配布場所** 岩倉駅東のアンテナショップ（下本町下市場111番地 樋口時計店西隣）
 - 後援** 岩倉市商工会
 - 問合先** いわくら・ひと・さくら・まつり実行委員会金治（FAX 66-0576）または、山口（☎080-6917-8623）

『キレイがい〜わ！ い〜わくんエコカードプロジェクト』第1弾！

ごみ拾い活動をより広く市民に行っていただくとともに、市内の企業、お店、市民団体などを知るきっかけづくりになるようなプロジェクトを行います。

- 実施期間** 4月1日（火）～5月31日（土）
- 内容はこんな感じイワ。
- ①ごみ拾い活動に参加して、まずは『い〜わくんエコカード』を手に入れよう！
 - ②ごみ拾い活動などでスタンプを集めよう！
 - ③貯めたスタンプが協力店等で使えるよ！
- ※詳細は「い〜わくんエコニュース」をご覧ください（市民プラザ等に設置）。



「い〜わエコフロ! オープニングパフォーマンス」

音楽あり！ ダンスあり！ 太鼓あり！ 武将隊あり！ のイベントを開催します。

- とき** 4月6日（日）午前10時～午後3時
- ところ** リファイン岩倉駐車場 下本町城址78-7
（雨天時は、市民プラザ多目的ホール）
- 参加費** 無料
- 問合先** ひと・さくら・まちづくり山口（☎080-6917-8623）



クリーンアップ五条川2014

みんなの力で五条川をきれいに

3月8日（土）、五条川の清掃を行うクリーンアップ五条川2014が行われ、市民やボランティア団体の総勢約750人が参加しました。これは、多くの人たちが訪れる桜のシーズンを前に五条川をきれいにする活動で、岩倉の水辺を守る会の呼びかけにより毎年行わ

れており、今年で29回目となりました。

小雪の舞う厳しい寒さの中、参加した人たちは、空き缶や折れて落ちた木の枝などを川から拾いあげました。清掃後には、青空昼食会として五目御飯と豚汁が振る舞われ、冷えた体を温めていました。



世界のお惣菜

感で感じるベトナム料理

3月9日（日）、生涯学習センターで岩倉市国際交流協会による料理教室「世界のお惣菜」が行われました。

今回はベトナムの家庭料理で揚げ春巻きなどを作りました。揚げ春巻きはサクッとした食感で参加した人たちは舌鼓を打ち、できあがった料理を満喫していました。

広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。 ●申込先 秘書課広報広聴グループ(☎38-5802)まで。



第24回ダンス&体操発表会
場も一緒に楽しむ

3月9日（日）、総合体育文化センターで第24回ダンス&体操発表会が行われました。

老若男女問わず、多くの人が日ごろの活動の成果を発表しました。ジャズダンスや太極拳、フラダンスに健康体操などジャンルも幅広く、会場に訪れた人たちも一緒に楽しみました。

4月のカレンダー

1	火	★4か月児健康診査 分別収集／八剣町※・井上町・神野町・石仏町 古紙と古着の日／中本町（お祭り広場、白山公園では行いません）・東町・中野町・鈴井町
2	水	★健康チェックの日 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
3	木	★母子健康手帳の交付 ★BCG
4	金	★乳幼児健康相談 ★プレママと新米ママ教室 分別収集／曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町 古紙と古着の日／下本町（お祭り広場では行いません）・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・新柳町1区
5	土	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
6	日	㊥休日急病診療（檜木治幸 いわくらメンタルクリニック） 日曜市役所（証明発行業務）開設（8：30～12：00） 日曜資源回収ステーション（清掃事務所9：00～12：00）
7	月	
8	火	★3歳児健康診査 分別収集／大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町 古紙と古着の日／西市町・本町・宮前町・栄町一丁目
9	水	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
10	木	★母子健康手帳の交付
11	金	★2歳児歯科健康診査 分別収集／東新町（岩倉団地）
12	土	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道 古紙と古着の日／東新町（岩倉団地）
13	日	㊥休日急病診療（清水美仁 しみず眼科クリニック） 日曜市役所（証明発行業務）開設（8：30～12：00） 正午から市役所市民スペースはお休みです 日曜資源回収ステーション（消防署東側防災公園9：00～12：00）
14	月	★2歳6か月児親子歯科健康診査
15	火	★1歳6か月児健康診査 分別収集／中本町・東町・中野町・鈴井町 古紙と古着の日／八剣町・神野町・石仏町

※八剣憩いの広場の前日の夜は行いません。

★印は、保健センターで行います。

休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。

広報いわくら音声版（CD）を用意しています。
どなたでもお聴きになれますのでご利用ください。

●問合せ先 秘書課広報広聴グループ（☎38-5802）

岩倉市の人口／47,550人

男性／23,675人

女性／23,875人

世帯数／20,409世帯

（3月1日現在）

●毎月2回 1日・15日発行

●岩倉市ホームページアドレス

<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>

●岩倉市Eメールアドレス（代表）

koho.prsec@city.iwakura.lg.jp

●編集 総務部秘書課広報広聴グループ

●発行 岩倉市役所

〒482-8686愛知県岩倉市栄町一丁目66番地

☎ 0587-66-1111 FAX0587-66-6100

前月比 -4人

±0人

-4人

+21世帯

前年比-263人

-142人

-121人

+102世帯

電話番号案内

- 戸籍、住民票、印鑑登録、国民健康保険、後期高齢者医療等
市民窓口課（☎0587-38-5807）
- ごみの収集・処理、犬・猫などのペットの死体処理、
公害、環境保全 等
環境保全課（☎0587-38-5808）
- 保育園、児童福祉、児童手当 等
児童家庭課（☎0587-38-5810）

防災無線テレホンサービス

☎0587-37-0099

消防テレホンサービス

☎0587-38-3119

救急医療情報センター

☎0586-72-1133

㊥休日急病診療所（日曜日・祝日）

☎0587-66-4708

受付 9：00～11：30

13：00～16：30

㊥小児救急外来

江南厚生病院内（こども救急診療室）

☎0587-51-3333

○日曜日・祝日・第2・4・5土曜日

受付 8：30～16：30

○第1・3土曜日

受付 12：20～16：30

愛知県小児救急電話相談

☎#8000

☎052-962-9900

○毎日

受付 19：00～23：00



確認してください

お近くの避難場所



㉓東町会館

東町会館は昭和橋と長瀬公園の間、東町の交差点に位置しています。

所在地は東町東市場屋敷351-1です。一度ご確認ください。



この印刷は環境にやさしい
植物油インキを使用しています。